

第1回定例会議事日程（第2号）

第1 一般質問

原口政敏君

1. 通学路の安全対策について

- (1) 死亡事故があった国道270号払山横断歩道に信号機を設置できないか伺う。
- (2) 通学路の再検証が必要ではないか伺う。
- (3) 小学校低学年の横断歩道の実習指導について伺う。

2. 道徳教育について

- (1) 人の命を大切にする教育について伺う。
- (2) 正確な歴史教育のあり方について伺う。（尖閣諸島・竹島）

3. 市来漁港外港の浚渫について

漁船が通行出来ない状況である。対策を伺う。

4. 大里川の大規模改修について

住民の意見を最大限尊重した工事は出来ないか伺う。

5. 子供の生活支援について

生活困窮者の子供に対する支援対策について伺う。

6. 介護保険制度について

特別養護老人ホームは、現在は要介護1、2から入所する資格があるが、これからは要介護3以上に限定される。入所出来なくなる要介護1、2の方々への対応について伺う。

西中間義徳君

1. 地方創生について

- (1) 地方創生を推進する組織・人材について、どのように考えているか伺う。
- (2) 周辺市との連携について伺う。
- (3) 市内への転入促進について、どのように考えているか伺う。
- (4) プレミアム商品券の発行と規模について伺う。

2. 認知症対策について

- (1) 認知症患者の行方不明の現状について伺う。
- (2) 在宅医療、在宅介護を進める中で、認知症患者を支える地域ボランティアについて伺う。
- (3) 在宅医療、在宅介護の24時間体制について伺う。

3. 通学路の安全対策について

通学路の安全点検の課題についてどのように取り組んだか伺う。

4. ICT教育について

- (1) 電子黒板の活用について伺う。
- (2) タブレット端末を利用した授業をする考えはないか伺う。

濱田 尚君

1. 交通安全対策について

(1) 平成24年に通学路の安全点検が実施された。その結果を受けてのこれまでの対応や今後の対策について伺う。

(2) 交通事故撲滅に向けての活動や取り組み等、行政としてどのように進めていくか伺う。

2. 街路樹及び公共施設等の樹木の管理について

(1) 街路樹は植栽されてから大きく成長している。定期的な管理や必要性について検討すべきではないか伺う。

(2) 公共施設や学校などの樹木の管理は十分か伺う。

東 育代君

1. 共生協働のまちづくり推進事業について

(1) 地域の敬老祝金交付金について伺う。

(2) 行政嘱託員制度について伺う。

(3) 地区担当職員制度について伺う。

(4) 地区まちづくり協議会非常勤職員設置について伺う。

(5) 交流センターの設置状況について伺う。

2. 海浜児童センターの周辺整備について

(1) 海浜児童センターの利用状況について伺う。

(2) 老朽化している海浜児童センターについて、どのように考えるか。

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 18名

1番	松崎幹夫君	10番	濱田尚君
2番	田中和矢君	11番	西別府治君
3番	福田道代君	12番	中里純人君
4番	平石耕二君	13番	竹之内勉君
5番	西中間義徳君	14番	寺師和男君
6番	大六野一美君	15番	原口政敏君
7番	中村敏彦君	16番	宇都耕平君
8番	楮山四夫君	17番	福田清宏君
9番	東育代君	18番	下迫田良信君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局	長	木下琢治君	主	査	石元謙吾君
補	佐	岡田錦也君	主	査	岩下敬史君

説明のため出席した者の職氏名

市	長	田畑誠一君	消 防 長	深山龍朗君
副 市	長	石田信一君	健康増進課長	所崎重夫君
教 育	長	有村孝君	土木課長	平石英明君
総 務 課	長	中屋謙治君	水産商工課長	平川秀孝君
政 策 課	長	田中和幸君	福祉課長	東浩二君
財 政 課	長	満 菌 健士郎君	まちづくり防災課長	久木野親志君
教 委 総 務 課	長	臼井喜宣君	学校教育課長	有馬勝広君
市 来 支 所	長	逆瀬川正君		

平成27年3月4日午前10時00分開議

△開 議

○議長（下迫田良信君） これから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（下迫田良信君） 日程第1、一般質問を行います。

これより、通告順により順次質問を許します。

原口政敏議員。

[15番原口政敏君登壇]

○15番（原口政敏君） 皆さん、おはようございます。

私は自由民主党を代表しまして、通告に基づき順次質問を市長と教育長にお伺いをいたします。

最初に、横断歩道で亡くなった方の質問をするわけですが、浜田葵君が亡くなってございます。皆様方をお願いでございますが、葵君の御冥福をお祈りするため黙禱をしていただけませんかでしょうか。よろしいでしょうか。

○議長（下迫田良信君） ただいま原口議員より黙禱の要請がございました。2月12日、事故に対してお亡くなりになりました方に哀悼の意を表して黙禱をささげたいと存じます。

御起立を願います。

[全員起立]

○議長（下迫田良信君） 黙禱。

黙禱を終わります。

○15番（原口政敏君） 大変ありがとうございました。

我が日本は、第二次大戦により日本全土が焦土と化したわけでございます。国敗れて山河ありという状態から、私たちの先人たちのたゆまぬ努力により今の経済大国がございます。

しかしながら、振り返りますと、私たちの小学校時代は、車はおろかバイクもなかったわけでございます。したがって、交通事故はなく死亡者もなかったと考えております。

東京オリンピックをはじめ、田中角栄の日本列島改造論により所得が倍増をしたわけでございます。ここに市の職員の皆さんもいらっしゃいますが、給料が倍になってございます。

それから順次車が増えまして、今や一家に2台、3台というのが常識でございます。夜の来ない日はないわけですが、交通事故のない日はないというほど日本全国で多発をし、尊い命が失われております。

大変悲しいことですが、我がまちにおきましても、2月12日7時20分に、270号線の、私の会社の近くでございますが、弘山の横断歩道にて小学校1年の前途有望ある二人の男子が巻き添えになったわけでございます。

一人の浜田葵君が亡くなり、一人がいまだに入院をしているのが現状でございます。

亡くなった葵君に対しまして、心から安らかに眠りいただくことを願うわけでございます。また、入院をしてる子供に対しましても、一日も早い回復を祈るわけでございます。

あの270号線の横断歩道は、どうしても横断歩道を渡らないと学校には行けないという地理的に大変難しい問題がございます。本来ならば、横断しないほうがいいわけですが、どうしてもこの歩道を横断しなければ学校には通学できないという悪循環があるわけでございます。

市長はこの事故に対しましてどのように考え、また、信号機設置をどのように考えられるのか伺う所存でございます。

一般質問は元来、議員各位と市長との政策論争でございますが、私はあえて、今回は議員が一体となり、市長をはじめ全職員が一丸となり、関係機関が真剣にこのことを審議され、二度と我がまちから子供がこういう災害に遭わないことを慎重審議されますことを心からお願いを申し上げまして、1回目の質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） おはようございます。原口政敏議員の御質問にお答えをいたします。

去る2月12日の朝、通学中の児童の尊い命が失わ

れました。私どもも三役お伺いをさせていただきましたが、静かに眠る葵君の顔の表情、余りに痛ましく、さぞ残念無念であったであろうと思うことでありました。犠牲となられた葵君の御冥福を心からお祈りするばかりであります。また、入院中の児童の一日も早い回復を皆さんとともにお祈りをいたしたいと思ひます。

今般、この事故を受け、去る2月27日に、いちき串木野警察署による現場診断が行われ、この現場診断には地元の公民館長さんをはじめ、市来小学校、市来中学校、PTA、交通安全協会、鹿児島県警察本部など関係者の方々が参加をされ、私どもも参加をさせていただきました。

現場診断の後には検討会が開かれ、その中で、事故現場は通学通勤の時間帯は交通量が非常に多いということで、これまでも信号設置の要望があったところだということが訴えられました。改めて、信号機設置について強い要望が出されたところであります。

私は警察のほうに申しあげましたけれども、交通量が多い、人家が密集してる、交差点が危険だ、あるいは見通しが悪い、そういったことが多分に信号機設置の優先順位になるのではなかろうかと思っております。しかし、大事なことは、事故発生率をそれに加えるべきだということを訴えました。と申しますのは、原口議員御承知のとおり、これまであの路線わずか1キロ足らずの間に、32年間ですか、その間に児童が3名亡くなっております。この事故発生率を一番最初に考えるべきだということをお訴えをいたしました。

鹿児島県警察本部としては、県公安委員会に信号設置を要望していくために調査検討をすることとのでありましたので、今後さらに市民の皆さん、議会の皆さん、学校、交通安全関係の皆さん、一体となって、さらに信号機設置に向けての、一日も早い設置がなされるように強く要望をしております。

○15番（原口政敏君） 市長の前向きな答弁でございました。葵君と名前を出しましたが、御遺族の許可をいただいておりますので、皆様も御理解くださいと、御了解いただきたいと思ひます。実は私は、

その日もすぐ病院に行きました。今死んだということを知りまして、その現場で葵君のおばあさんが私にこんなことを言われました。「原口さん、もう葵の二の舞はしたくないから信号機をつくってください」と言われましたね。今思い出しますよ。かわい子だった。僕は会社に7時に行くんですよ。そうすると、彼ら二人が7時15分に通るんですよ、会社を。そして、僕の会社にあんな時計があるんですよ。それで、時計をのぞいて、遅刻しないか二人でのぞいて、事業所の前まで来て、ほとんど毎日行きよったんですよ。胸にさわってますね。かわいそうではない。

なぜこんな事故が起きたんだろうか。私は昨年も教育長に質問しましたね。通学路を徹底的に検証しなさいと言うたんですよ。市長が信号機は前向きに検討されますので、市長の答弁はいいでしょう。一日も早い設置を市民が望んでるんだから、横断歩道の信号機設置がどうなのか地域住民の意見を聞きながら進めていただきたいと、市長が前向きに、市長も涙しながら答弁をされましたので、市長の答弁はよろしいです。今から先は教育長にお伺いしたい。私は、昨年でした。教育長に、日本で多発してるから、学生の子供たちの通学路の検証をしなさいと言いましたよね。覚えとるでしょう。言うたんですよ、僕は一般質問で。どんな検証をされましたか。

○教育長（有村 孝君） 今回、本当に重大な交通事故が起きて申しわけないという思いもしますが、葵君の御冥福をお祈りしたいと思ひます。そしてまた、今けがで入院しています中川君の一日も早い御回復を心から念願しているところでございます。

今回の重大事故を教訓としまして、今後さらに安全指導、そして環境整備という点につきまして、強力に、徹底的に取り組んでまいりたいと思っております。

今お尋ねのありました昨年からの取り組みでございますけれども、1月22日に通学路安全推進会議というのを立ち上げました。これは平成24年度に、議員御承知のとおり、8月だったですか、全国的にこういう児童の通学路、あるいは登下校中の交通事故が多発いたしまして、全国的に見直しなさいという

ことで、市内全ての小学校から危険箇所として報告された57カ所について、24年度です、学校PTA、公民館関係者、道路管理者、警察等の関係機関が合同点検を3日間にわたって実施しております。翌月の9月27日には関係機関が一堂に会して合同対策会議を開きまして、歩道のカラーゾーン、カラーリング、それから路面表示、ガードパイプの設置、そしてゾーン30の指定、取り締まりの強化、安全指導の徹底など、各機関が対応可能な対策の検討を行って実施してきております。それ以降、関係機関と連携を図りながら安全対策の進捗状況を確認して、現在までに44カ所が完了をしてしております。そして、残り13カ所、まだ未完了の部分がございますので、それを随時関係機関と打ち合わせをしながら進めているところでございます。

1月22日には、昨年の12月に各小学校長から出されました、今一番危険な箇所、通学の、そこを1カ所ずつ出していただきまして、推進会議を立ち上げたところでございます。この推進会議は毎年開いていくということで考えておりまして、今回は、来年のスケジュールも1月22日の推進会議で検討しまして、9月に開催したいと。そして4月、5月にはさらに新年度、新しい通学路といいたいでしょうか、危険箇所を挙げていただいて、まだ未完了を含めて挙げていただいて、そして7月、8月に合同点検をしよう、そして9月に検討会議、推進会議と、そういうスケジュールまで1月22日に話し合ったやさきでございました。

先ほどございましたけれども、この270号線沿いの、今まで危険箇所として学校長をはじめ地域から出された箇所は2カ所ございます。

市来中学校の変則四差路といいたいでしょうか、グラウンド前のところですね。危険であると。交通量も多いし登下校時は非常に危険だという。曲がっているということ。

それからもう1カ所は、戸崎の入り口といいたいでしょうか、旧田崎スタンドがありました、あそこの横断歩道を移動してくれないかと。そして7、8月の現場診断のときに信号機設置の要望も現場で出たようでございますが、そのときには設置されないとい

う返答がありまして、このままずっと来ておったという状況でございます。

今、議員からもございましたように、1月に対策を、来年度のスケジュールは立てたんですけども、これを前倒しをして、さらにやっていきたいなと思っております。

以上でございます。

○15番（原口政敏君） 教育長、昨年、私は一般質問したんですよね。通学路の検証をなさないと。交通事故は日本国中に多発してるからということでお尋ねいたしました、この死亡事故があった場所を話し合われましたか。弘山の横断歩道ですよね。死亡事故があったそこも、話し合われた経緯がありますか。どうですか。

○教育長（有村 孝君） この現場につきましては、私の記憶するところでは、話し合いはありませんでした。危険箇所としての話題はですね。ただ、地域の皆さん方は日ごろ危険だと。この前の現場診断のときも口々に言っていたらっしゃいましたので、ああそうだったんだなということで意識しております。

○議長（下迫田良信君） 傍聴の方々に申し上げます。携帯電話の取り扱い十分に気をつけていただきたいと思えます。

○15番（原口政敏君） 教育長ね、この事故があったところは危険視されてるんですよ。住民がみんな危ないと言われてたんですよ。ここを交通安全協会だけで処理されたのではないですか。

私はね、やっぱりこの問題は、もちろん交通安全協会でもしょうけれども、地域住民を含めたり、学校の先生を呼んだりですね。一番知ってらっしゃるのは地域住民なんですよ、教育長。だから、そういう多方面から集めていただいて検証をするというのが必要じゃなかったかと私は思うんですよ。昨年私はしたんですよ。日本全国で通学路の事故が多発で尊い人命が失われとるからしなさいと。覚えておられますよね。にもかかわらず事故が起きた。これは単なるね、まあ事故というと事故なんですけれども、私は人為的ミスもあると思う。以前はね、教育長、申しわけないけれども、よくこの横断歩道に立っていたらっしゃいましたよ。最近見なくなった。旧

市来町時代のことを申し上げますと恐縮ですが、市民、そのときは町民ですね、町でしたから。町民一丸となって、みんな交代で、市議員もでした、消防団もでした、毎日横断歩道に立ちよったんですよ。最近それがない。ないんですよ。最近、特になかった。僕は思うとった。それはね、あんただけの責任じゃないんだけどね、あなたにも責任の一端がありますよ。だから、徹底して、なぜこうしなかったのかと僕は悔しくてならん。

葵君の亡くなったことに関しまして、強い、僕は失望感を持っております。何とか防げんかったんだろうかと。これは後の祭りですけどね、教育長。やっぱりしかるべき処置をしてほしかったと思ってます。これ以上は申し上げませんが、徹底した検証をされて、二度と再び、学校の子供たちが犠牲になるようなことはしないという強い決意で、教育長、取り組まれることを、どうですかね、取り組まれてほしいと思っておりますけれども。

○教育長（有村 孝君） 今回の事故を受けまして、その日の午後すぐ、臨時校長会を招集いたしまして、各校区の危険箇所を再度検証すると。それともう一つは安全指導を徹底する。特にその中で、通学路の再検証をするに当たっては、道路横断箇所の立哨指導の必要な場所、立哨指導の不足しているところを挙げて、そして不足している場合は、早急にPTAをはじめ地域の協力をいただきながら万全を期すように指示をしております。

今の段階で立哨指導を増やしましたという報告もございまして、再度、再検証した結果、何名とは申し上げますけれども、それぞれの学校で立哨指導をPTAをはじめ地域の皆さん方の協力を得ながら始めましたということもございます。また、今後は、今までに増して絶対にこういう事故を起こさないということで、これまでの対策をやっぱり私どももちろん再検証して、今、議員のお説のとおりです、児童生徒の交通事故防止に向けた通学路の安全対策に徹底して取り組んでまいりたいと思っております。

なお、さきに開かれました2月27日の現場診断についても、私のほうからも信号機の設置、やっぱり

ドライバーに注意を喚起するという、それからもう一つ、やっぱり子供たち自身にも自分の命は自分で守るんだ、車は急にとまらない、とまってくれないかもしれないと、そういう意識を含めた交通安全指導を徹底させていくと。学校では年間必ず交通教室というのを開くようになっております、警察やら交通安全協会の協力をいただきながらですね。そして学校では、実際道路の横断歩道に出て右を見て、左を見て、また右を見て、そして手を挙げて渡りましょうと、こういう指導、左右の安全確認というのを徹底していく指導を、この前指示しましたけれども、今後も繰り返し繰り返しやっぱり指導していく必要があるのではなかろうかなと。特に小学校の低学年あたりはですね、幼稚園もそうですけれども、考えているところでございます。

この重大な死亡事故を教訓にして、二度とこのようなことがないように、ハード面の整備もしっかり、そして市道を含めるソフト面もということで、両面から子供たちの通学路の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○15番（原口政敏君） 教育長、市内全域にいったい危ないところがあると思うんですよ。情報も来ておりますからね。通学路の側溝にふたがなく、近くの方が鉄板でしてると。その鉄板上で子供が跳びはねて遊んでると。そういうところもあるんですよ。後で来てください、場所を教えますから。

だから、今回はね、教育長、徹底した、やっぱり検証をされなきゃいけない。都市計画もしておりますけれども。そういうところもやっぱり信号機のこと考えんといかん。旧市来町のことを言うて申しわけありませんが、あの小中学校の裏にバイパス道路ができておりますね、先生。あれは32年前に小学校5年生の、うちの公民館でしたが、男の子が亡くなったんですよ。交通事故で。それを踏まえて、学校の前を通らないような道路をつくろうというので、あの道路ができたんですよ。人命を尊重する道路。そのとき私も役員でしたけど、厳しい電話が来ましたよ、「原口議員、自然崩壊だ、山を切り崩すのは」と。私は言いましたよ。自然が大事か子供の命が大事かって。黙っていたんですけどね。だから、そ

ういう強い覚悟で子供の命を守るんだという、教育長、あなたが指導者なんだから、市長もそうですけれども、今後は徹底検証していただきたい。

それから教育長、事故がありましてから子供たちがもう歩いていきません。父兄が自動車に乗せていきますよね。それで、小学校の前は渋滞している、自動車が。教育長、行ってごらん下さい。車がいっぱい渋滞しておりますよ。だからね、私は車で連れてくるなど言わない。あの手前に、川南だったら、こめ太郎がありますよね。大きな広場がありますよ。あそこで子供をおろして、あそこからすぐですから、横断をしなくていいですから、あれから学校にやると。

車が渋滞したら、また事故が起きますよ。1回、教育長、見に行ってください。私の工場の前を歩いていく子供たち、一人もいない。みんな自動車で父兄が。そうでしょう。子供の命が大事だから送り迎えしていらっやいますよ。帰りはね、何人か、途中までお母さんたちが迎えに行行って帰ってきますけどね。この渋滞も何とかしていただきたい。また事故になりますよ、教育長。

だから、細部にわたってやっぱり検討しないとイケない。だから私は、以前は小学生の横断歩道の立哨指導もお伺いしておりますが、前は横断歩道に低学年がおって、横断する姿を私はしょっちゅう見よったんですよ。今はさっぱり見ない。学校、何してるんですか。子供たちが横断する、低学年に限って、横断する姿をしょっちゅう見てたんだけど、今見ませんがよ。学校、何してるんですか。どうですか。

○教育長(有村 孝君) 横断の交通安全教室の場合は、学校内に交通安全協会の方、警察の方を呼んで、模擬の横断歩道、信号機を立てて横断の渡り方、または自転車の乗り方、横断の仕方、そういう教室もごさいます。また、先ほど申しましたように、近くに横断歩道、信号機等がある場合は、そこを使いまして、実際に実地、実習といたしまししょうか、学習をしているところもごさいます。市来小はどっちだったとか、私もちょっと把握はしておりませんが、やっぱり現場を実地検証する、実地実習をするというのは大事なことはなかろうかなとは思

っております。

今後はそういうことで、もし近くにある場合は、やっぱり実地に横断歩道、あるいは信号機のある横断歩道、両方あるところは実地実習を必ずするように指示はしていきたいと思っております。

○15番(原口政敏君) やっぱり、教育長、自分の命は自分で守るんだというのも大事な事ですよね。子供たちに。幼いけれども、右を見て、左を見て、もう1回右を見て、車が来ないときに渡りなさいと、徹底した子供の教育をせないかんと思う。

我が日本は偏差値にばかり走って、後で聞きまされども、道徳教育はおろそかになる、これは一環ですよ。教育長、何といっても人命が大事ですからね。あなたの責任で人命を守っていただきたい。二度と再び、葵君のようなことを起こさない対策をあなたが陣頭指揮をされることを望んで、この項は終わります。

先ほど言いましたけどね、このことは全ての皆さんの、PTA、もちろん交通安全協会でもしょうけれども、学校の先生、全ての関係者呼んで、どこが危ないか、どうしたらいいかというのを徹底的にしていきたい。よろしいですね。私は、過去何回もしてるんですよ、このことを。通学路の問題、道徳の問題ですね。もう二度と、今度こんな事故があったら俺は教育長をやめるんだという心構えでやっていたきたいということを申し上げまして、この項を終わります。

次に、道徳教育について伺いますが、高度成長を我が日本はしました。物も豊富、何でも手に入る世の中になりました。その裏で、偏差値を追う余り、道徳教育が、私はおろそかになっていると思う。毎日のように青少年の殺人があるじゃないですか。今も川崎市で13歳のかわいい男の子が殺されましたね。あれはね、教育長、僕は保護者が何とかできた事件だと思う。何もしなかった母親はもちろんですけども、夜の11時に、13歳ですよ、出すのは、これは非常識ですよ。亡くなったお子さんのお母さんに対して申しわけないけれども。そんな教育なんですよ、今ね。13歳の子供が夜中の11時に出てさるく。スマートフォンが大いにはやって、そしてネットで「死

ね」というのが頻繁に出ておりますね。アメリカの、今、私はメモしてきましたが、14歳の少女ですよ。トリーシャ・ブラブというアメリカの14歳の少女が、「死ね」というメールの直前に、本当に送るんですかという一言で減ったそうです。減ったって。1週間前、テレビで僕は見てましたよ。アメリカの14歳のトリーシャ・ブラブという女性ですね。

だからね、教育長、子供たちにスマートフォンやいろいろなものを持たせるのがいいか何か、それはわかりませんがね、持つのはしょうがないでしょう。各市町村には、9時以降は親が管理するという学校もあるんですからね。このネットが大きな事件を起こしてるんですよ。やっぱりこういうことを、学校もね、先生、一丸となって、道徳教育に私は力をささげないといかんと思う。

教育が人をつくって、人は国家をつくりますからね。教育がおろそかになったら日本は滅びますよ。いかに教育が大事かということ。特に、僕は道徳教育だと思う。教育長の道徳教育に関する取り組みをまず伺いたいと思います。

○教育長（有村 孝君） 人の命を大切にする教育についてでございます。

人権と命を大切にする道徳教育は、道徳の時間をかなめとしまして、学校教育全体で豊かな体験活動等を通して進めることが大切でございます。議員のお説のとおり、凶悪な事件が立て続けに起こっております。そういう報道等もたくさんあります。命の尊さをはじめとした道徳教育は、学校教育だけではなくて社会教育、あるいは家庭教育の中でも、喫緊の教育課題であると捉えているところでございます。

本市ではこの2年間、学校教育における道徳教育の充実のために、文部科学省及び県の委託を受けまして、全小中学校において道徳教育総合支援事業に取り組んでまいりました。その中で、全学級での道徳授業の公開や市民総ぐるみ「あいさつ運動」の推進など、学校と家庭が一体となった道徳教育の充実を図ってまいったところでございます。

今日起こっている本当に目を背けたくないような凄惨な事件の背景等を踏まえながら、今後とも校長

による講話とか、あるいは道徳時間の充実、さらには学校だより等による啓発、あらゆる機会を通して人権と命を大切にする道徳教育の充実に努めてまいりたいと思っております。

人権尊重。人が人として生きていく上で最も大事なことでございます。そして、その人権の最たるものがやっぱり命だと認識してるところでございます。

○15番（原口政敏君） 我が自民党がようやく、自公連立ですが、道徳教育について打ち出しましたね。遅きに失すると僕は思ったんですけど、まあいいでしょう。もう来ましたか、道徳教育の時間を。何を重要視しなさいと。たしか人権もあったと思うんですけど、あとは何がありましたか。

○学校教育課長（有馬勝広君） 学校教育課長でございます。

道徳教育につきまして、先ほど教育長が答弁したとおりでございますが、やはり道徳教育、人権、そして生命尊重、命の大切さということを重視してると考えております。

以上です。

○15番（原口政敏君） 何といっても人権なんですよ、人権。己の欲せざることを他人に施すことなかれ。教育長のお計らいで、私は中学校3年の道徳教育に行きましたね。そのときに子供に私は聞きましたが、これを知っている子供が一人もいなかった。残念だった。僕たちは中学校3年で習いましたよ。己の欲せざることを他人に施すことなかれ。これを知らないんだから、子供が。まことに残念至極だと思ったですね。確かにいい教育をされた、あの女の先生は、人権についてですね。1週間に1時間ですね、教育長。今回、土曜日授業はうちも開催されますね。1カ月に1回かな、土曜日授業は。

そこで教育長にお願いですが、もう偏差値はいいから道徳教育を半分ぐらいは徹底させないといかんと思う、僕は。僕たちの小さいころはね、各学校の先生が、授業が始まる前に、当時は汽車でしたからね、電車はなかった。汽車に乗るときは、高齢者がいたらかわりなさいと。耳が痛いと言われてよったですよ。たまに電車に乗るけど、あの高齢者席、おなかの大きい席がありますよね、あれ、何と言うの

か、何とかシートって。あそこにしれっと若い女性が座ってるんですよ。私が目の前に立っててもしれっとしている。これがね、日本の経済大国の裏の隠れた、私は悪い影響だろうと思う。

教育は、あなたが最高責任者だから、徹底した道徳教育をしていただきたいと申し上げまして、次の歴史観に行きたいと思います。

今、教育長、第二次大戦をどことしたかと子供に聞いても、答える子供は余りいませんよ。知りませんよ。どこと戦争したのって聞いてごらん下さい、知りませんから。アメリカと言うたのは5人に1人だった、僕は聞いたけど。知らない。知らないんだから、歴史を。だから、尖閣諸島とか竹島ですね、あれは日本固有の土地ですからね。そういうところを、歴史観をまず教えることが大事じゃないですか。歴史を教えること、それから私は始めるべきだと思うんですけども。

どうですかね、教育長。歴史観について、どのような教育をされておられますか。

○教育長（有村 孝君） 正確な歴史教育のあり方についてであります。

歴史を学習するのは主に、御承知のとおり社会科であり、尖閣諸島とか、あるいは竹島など我が国の領土につきましても、我が国の国土の位置と領土という内容で学習をいたします。

小学校では来年度から使用する社会科の教科書を発行する全ての出版社が、小学校5、6年生で島根県の竹島と沖縄県の尖閣諸島を取り上げております。また、中学校では、現在使用している社会科教科書に竹島についての記載がございます。来年度採択の新しい教科書も竹島や尖閣諸島が我が国固有の領土であることを踏まえて編集をされております。

道徳教育におきましては、この歴史観につきましては、我が国の伝統と文化を大切にすること、これが非常に強調されております。先ほどの命、人権、それから自尊感情の尊重というのと、この伝統を守る、我が国の伝統・文化を大切にすることが道徳教育では非常に強調されてきているところです。

また、郷土や国を愛する心を持つこと。日本人としての自覚を持って国を愛し、国家の発展に努める

ことなどについて学習して、国を愛する心を育てていきます、社会科及び道徳教育を通じてですね。

そういう歴史教育が今後また、道徳は先ほどのお説のとおり、教科化されます。何年後とは、今ここで確実に申し上げられませんが、皆さん御承知のとおり、教科化されます。それだけに、道徳教育が不足していること、あるいは必要であること、この裏返しじゃなかろうかなと思っておるところでございます。

以上です。

○15番（原口政敏君） やっぱり教育長ね、愛国心を子供に植えつけるんですよ。備えつける。愛国心のない子供が私は多いと思う。もうちょっと日本を大事にする。と同時に、両親を大事にする。やっぱり歴史観を、まあ道徳でしょうけどね。これがないと私はいかんと思う。

ということで、今後そういうことに力を注いでいただきたい。偏差値ばかり偏ったから、道徳がこんなになったんですよ。まあ教育長、一番悪いのは家庭なんですよ、家庭。家庭のしつけがなっとらん。それが一番なんだけど、やっぱり学校にも一端があると思うんですよ。ほとんどが家庭なんだけれども、学校にも一端があるんだから、徹底した歴史観を植えつけていただきたいということを申し上げ、この項は教育長にいろんなことを申し上げましたが、お許しをいただきたいと思います。あなたが最高責任者ですからね、この教育委員会にしては。徹底して子供の命を守ること、教育をしていただきたいということを申し上げ、次の項に入りたいと思っております。

次は市長に伺いをいたしますが、市来外港の問題ですが、昨年でしたね、市長、お願いしまして、500万円の経費でしていただきましたね。大変ありがたかったんですけども、ところが1年ちょっとかな、ならないうちにもう砂が堆積してるんですよ。だから船が干潮では通れないと。実は、私も船が底をすりましてね。大事には至らなかったんですけども。私より小さい船も底をすって、見たらわかると思うんですけども。あれはね、市長、やっぱり砂を取るだけじゃだめだと思うんですよ。入り口

を何かの工法で改良しなければ、どんどん私は砂が入ってくると思う。

後日、宇都議員も一般質問されますけどね。丘が崩れてその砂も来るんじゃないだろうかという話もありますけれども。とにかく向こうから来るわけですからね、市長。下のほうから来るわけだから、それも一理あるだろうと思っています。だから、あの出入港のところには何か、市長、策を考えないと、砂ばかり取っても、私は何もならないと思うんだけど。1年ぐらい前に取っていただいてありがたかったんだけど、今度はもう抜本的な対処をしないといけないと思うんです。どうですかね。

○市長（田畑誠一君） 市来漁港外港の浚渫についてでありますけど、今、原口議員お述べになりましたとおり、平成22年度と25年度、要望を受けまして市の単費で浚渫をいたしました。しかしながら、まだわずか1年しか経過していないのにもかかわらず、また砂が堆積をして干潮時には航行ができないということをお聞きしております。

今言われましたとおり、まだ浚渫して1年でありますよね、それでこういう状況が続くことは、抜本的な何か対策を講ずべきだと思います。

したがって、市としましては、実は専門機関に調査を依頼しました。その結果、南防波堤と沖の離岸堤を接続する方法が効果的ではないかという予測が出されました。したがって、今後、この港のあり方、活用やらも含めまして、国・県とも連携を図りながら研究をしてみたいと、抜本的な対策をですね、というふうに考えております。

○15番（原口政敏君） 要するに、干潮は来れないんですよ、満潮しか。満潮は来れるんですよ。漁業者ももう、今日、傍聴も来ていらっしゃいますが、漁業ができない状態ですから、一日も早い県との折衝で改善をされることを強く申し上げまして、この項は終わりたいと思っております。

次に大里川の大規模改修でございますが、大変、地域住民の皆さんが喜んでおられます。一日も早くしていただきたいと、今までの懸案でしたからね。危なかったんですよ、雨が降ったらですね。そこで、橋も建てかえられる、そして拡張されるということ

で、住民の皆さん方が、いけんしやったらかいと不安があるんですよ。だから一日も早い説明をしていただいて。こうなるんですよという説明を一日も早くしていただけないか。同時に、要望があらわれると思います、いろんなですね。それを聞きながら、県が一方的にやるんでなくて、そういう住民の意見を踏まえながらしていただきたいと思っておりますが、どうでしょうかね。

○市長（田畑誠一君） 自然災害に備えまして、大里川の改修工事計画というのは急務であります。したがって、県振興局に、協議しながらいろいろお願いをしているところであります。現在のところ、この市来中学校付近、国道270号にかかる薩摩渡瀬橋の橋梁予備設計及び重信川との合流点付近の橋ノ口地区で、護岸改修計画の調査設計を、今発注をしておられます。県のほうで発注し、作業を進めているとのことであります。

それで、今後の計画といたしましては、調査設計の業務委託が終わり次第、関係機関との調整を行った後に、今おっしゃいました地元説明会を開催したいという計画を持っておられますので、市といたしましては、その際、地元の意向が十分に尊重された計画になるように県に要望をしてみたいです。

○15番（原口政敏君） ぜひ、そういう住民の意見を聞きながら、先ほども申し上げましたが、やっぱり交通の通学路もいろんな住民の意見を聞かないといかんわけだから、それが基本ですよ、市長。基本だから、県が先行するんじゃなくて、いろんな意見を聞きながら進めたいと。喜んでおられるんですよ、早くしていただきたいということで。ぜひ住民の意見を聞きながら工事をしていただきたいと、このように申し上げまして、次の項に参ります。

今度は教育長にお尋ねいたしますが、子供の生活支援につきまして伺いますけれども、10日ぐらい前か、新聞に母親と二人の子供がいて、生活保護をもらう日に、一気に焼酎を買って、酒びたりになって、二人の子供には食事も満足に与えないというのが新聞に載ってたんですよ、1週間、10日ぐらい前からずっと載っていましたよ、あちこちで。

我がまちも、聞きましたね、私は。幼稚園か何かわからないけど、小さい子と、小学校6年生だったかな、子供がおって、母親と三人だと。それは人の話ですからね、僕は事実関係は確認しておりませんが、男と遊びに行つて、子供はほうちらけて、食うものもなかって、私に相談が来たんですよ、近くの住民から、大丈夫じゃろうかいつて。教育長は知ってますか。

子供の支援策も政府がいろんなの打ち出しましたね、今回。困窮者に対しまして。どうというのが、まず困窮者に対してありますか。教育長、2点について、そういうのが本市もあるのかどうかですね。それで、今度は政府が子供の困窮者に対して、制度を打ち出したんですよ。どうのがございますか。

○教育長（有村 孝君） 生活困窮世帯の子供に対する支援対策についてでありますけれども、私ども教育委員会関係では、公立の小中学校へ就学している児童生徒に対しましては、要保護あるいは準要保護児童生徒就学援助制度により支援をしているところでございます。この制度は、経済的理由により修学困難な児童生徒に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費、医療費等を支給するものでございます。そのほかの手当とか、そういうことにつきましては、福祉課関係で、さまざまな手当等がなされているようです。

それと、もう一つお尋ねの、食事も与えないような家庭があるかということですが、子供の食事の準備が不十分であるからということに対応した事例はございます。子供たちに食事をきちんと与えないことやネグレクトなどの事例が判明した場合は、児童虐待と捉えて迅速な対応をいたしております。対応に際しましては、学校と市福祉課、県児童相談所、警察等の関係機関が連携してケース会議を開きまして、情報を共有するとともに、対応を協議し、改善を図っております。そして、そこでいろんな処置を、対策を実行していくということになります。

以上でございます。

○福祉課長（東 浩二君） 母子世帯に対する福祉関係の生活支援の制度でございますが、議員も御存

じのとおりだと思います、児童扶養手当の支援制度がございまして、支給額としましては、全額支給の場合、児童1人の世帯で月額4万1,020円、そして児童2人の世帯では5,000円が加算されました4万6,020円、そして児童3人以上の世帯ではさらに3,000円ずつが加算をされております。

このほか児童手当の支給制度もございまして、中学校卒業までの間、児童1人当たり月額1万5,000円から1万円が支給されているところでございます。

それから、先ほどお尋ねになりました新たな制度でございますが、平成27年4月から生活困窮者の自立支援制度というのが開始されます。この中で児童の支援というのが出てまいります。これについては、貧困の連鎖、負の連鎖というようなこととなりますけれども、そういうことに至らないために、ひきこもりであるとか、学校に行かない、そういった子供たちを支援していくという仕組みが今後できていくということになってまいります。

以上でございます。

○15番（原口政敏君） 教育長、先ほど私は新聞紙上で、生活保護をもらったその日に酒を買って酒びたりになって子供に食事も与えないと言いましたけど、本市はね、生活保護をもらってないらしい、私が知り得た範囲内はですよ。それで、二人子供がおって、それはうわさですからね、男と遊びに行つて、子供をほうちらけて。知ってますか。そのところ、児童相談所とかそういうのに相談されましたか。教育長は知らないの、そういうことは。知らないといかんぞ、そういうことは、教育長、知ってないの。あるんだよ。事実、実際、僕は聞いてるんだから。ありますか、ないですか、それなら。ありませんか。

○教育長（有村 孝君） 児童相談所等と相談している件数は数件ございます。内容についても、小学校、中学校、あるいは虐待を受けているという事例もございます。今、議員がおっしゃる事例であるかどうか、ちょっと確認はとれませんが、数件そういう事例は、福祉課と連携して、先ほど申しましたような方法で対応しているところでございます。

○15番（原口政敏君） 教育長はね、そういうのを

知らないというのは、あんたは怠慢だよ。あるんだよ。ぴしゃっと調べて児童相談所とか行ってね、対応しなさい。僕がここで名前を言うたらいかんから言わないけれども、付近の住民が行って、僕は調査したんですよ、僕なりに。あるんだから。そういうのをあなたがしなければいかんから、徹底して、そういう子供を救いなさい。

この前の事件と一緒にですよ。保護者が守れることは守らんといかんわけだから、そうでしょう。母親が見れなかったら、児童相談所をお願いして、しかるべき施設に入れるとか、そういうことの必要があると私は思う。徹底して調査してね。あなたがわからなかったら。全部把握せないかん、あなたは。そういうことを要請して、この項は終わります、時間がありませんから。

次に最後ですが、介護保険制度につきまして、これは市長にお尋ねいたしますが、今まで介護1、2のところに入ってたんですよ、市長。今回も、介護法で1、2が入れなくなった。この介護1、2はね、市長、やっぱり大変申しわけないんだけど、低所得者の方が申し込まれるんですよ。申し込みでいっぱいいらっしゃる。

実は私の母のときも申し込みましたが、当時、53人目だとおっしゃった。そのときは、申し込み順ですよということで、ちょうどうちは、母は入れなくて、月に13万の有料老人ホームに入れましたけどね。けどね、市長、この介護1というのは、僕はほんの二、三日前でしたが、名前、言いますか、伊集院のビクトリアですね。月16万でした。そこに入れたんですよ。この介護1はね、しっかりしているんですよ、頭は。ただ、一人で歩けない方は介護1なんです。痴呆があったら介護3になるんですよ。もう政府も、自民党だけど、矛盾したこと言うなって、今度1週間後、総理に会いますから、私は文句を言おうと思う。今度、7日に東京に行きますから、総理に会いますから。だから、僕はそのことも、文句を言おうと。何ごて1、2を入れんとなって。

1はね、市長、しっかりしてらっしゃるんですよ、頭は。ただね、歩くのが不自由で1なんです。介護があったらすぐ認知型3になるんですけどね。16

万でした。だから普通はね、市長、入れませんよ。僕も入れない。女房と月32万ですからね。そんな年金はもらえませんよ、僕も。だからね、大変だと思う。市長は御存じだと思っておりますが、1、2は100%、課長、入れないの、何か条件はないの。もう1、2は絶対入れないんですか。まず市長の考えを伺ってから答弁してください。

○市長（田畑誠一君） 原口議員がお述べになっておりますとおり、今回の介護保険の改正によりまして、原則として要介護3以上の方でない、今年4月以降は入所できないことになっております。ただし、既に入所されている要介護1及び2の方につきましては、引き続き4月以降も入所できることになります。

また、もう一つ、要介護1または2の方であっても、特別な事情に該当される場合、今おっしゃったのはまさに特別な事情だと思っておりますが、その場合は平成27年4月以降であっても入所できます。

その特別な事情と申しますと、例えば、認知症や知的障害があらわれる方、精神障害者等の方で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる方。二つ目、単身世帯の方や同居家族が高齢または病弱であるために、家族の皆さん方の支援ができない。そしてまた、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分な方。もう一つ、家族による深刻な、先ほどから言われてる虐待ですね、虐待等が疑われることなどにより心身の安全、心も体も安全・安心の確保が不可欠な方、不可欠であろうと思われる方ですね。このような方は、介護1、2であっても4月以降も入所は認められます。そういう制度になっております。

○15番（原口政敏君） 私がなぜこのことを質問をしたかといいますとね、市長、1、2であっても入れるというのは勉強して知ったんですよ。市報に載せて、1、2でも例外があるんですよというのを、私は市民に示すために一般質問したんですから、知ったんですよ。

だから、課長もいらっしゃいますが、そういう方にはぜひ善処をして、身寄りのいない方とか、年金の低所得者がいらっしゃるわけだから、そういうと

きには考慮して、入れていただきたいということを申し上げたいと思っております。

市長、議案第14号で今度、小規模多機能とグループホームが改正になったんですね。それで、今度、小規模多機能で、小瀬倶楽部と光里苑が4名増えましたね。これはもう、ありがたかったんです。それでもう一つ、グループホームで、市長、今、2ユニット18名ですからね、1ユニットが9名ですから、2ユニットで18名しか入れないんですよ、グループホームは。それで政府から移譲で、3ユニットまではできるんですよとなったんです。で、私は喜んだけれど、ただし書きがあって、都会の空き地がないところが上に増築をしてもいいですよという、これは介護の改正なんですよ。

だから、私は政府もおかしいと思う。これは、市に権限を移譲するんですからね。移譲するんですよ、課長。移譲しながら、何ごてそげん文句を言うとか、移譲したら市に任せんかと私は言いたいんだけども。そう思いませんか。市に移譲したんだから、その権限も市に任せるべきですがね。

私たちの田舎いっぱい土地がありますからね、できないんですよ、これが。都会に限って。健康増進課長、そうだよ。都会に限って上に行きなさいというこの議案で。こういうのを、またそれに文句を言わないと思って、二つ、私は書いてやってきます、直訴で。今週、土、日行って、総理に自民党で会うようになってますから、書いて用意していきます。これ検討してくれと。

だから、そういうこともありますけれども、小規模は4人増えましたからね、これはちょっとうれしかったんだけど、行く行くは課長、この3ユニットはできないの。どうですか。全くできないですか、3ユニット。

○健康増進課長（所崎重夫君） 今度、グループホームが最大3ユニットまでできるということで、27人の入所までできるというふうな権限移譲がされてるわけですがけれども、グループホームというのは、地域密着型のサービスになりますので、国としても各小中学校単位ぐらいというんでしょうかね、1カ所にどんと大きくつくるんじゃなくて、中学校学区

の校区ごとにいろいろと地域に根差したという形で、身近なところにつくってほしいということであるべく、大きなものを一つつくるんじゃなくて、1ユニットでも2ユニットでもいいので、地域に密着したそういうところにつくっていただきたいという意味で、制限をかけてるということになります。

それで、今言われましたとおり、どうしても、都会なんかで空き地が少ないとか用地の確保が非常に困難だ、そういう部分については、なかなか余地がない場合は1カ所にまとめて3ユニットぐらい、どうしても、そのその市町村にそれだけの入所の方々が必要だ、そういう定員の数分確保したいということであれば、やむを得ない場合は1カ所に3ユニットまで、ちょっと大きなのをつくってもいいですよという意味合いでの権限移譲がされたというふうに理解しております。

以上です。

○15番（原口政敏君） だけどね、課長、もう新規は認めないんだよな。そうじゃないのかな。僕はそんな知識を持ってるんだけど。認められるんですか。新規はもう、国が認めないようなことを聞いたんだけど、どうですか。

○健康増進課長（所崎重夫君） 地域密着型等については、市町村の権限になってきますので、いちき串木野市として、今後やはりグループホームがもう少し必要だというふうに判断をした場合は、そのときにまた増設ができるということになります。今のところは、第5期のほうで整備を行いましたので、若干第6期につきましては、その入所状況、待機状況、そういったものを見ながら検討していきたいということで、第6期については新たな増設を考えていないということで、第7期以降はまた、そのときの判断をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○15番（原口政敏君） 市長はもうご存じないと思っておりますが、今、入所待機者ね、何人なの。

○健康増進課長（所崎重夫君） 待機者数ですけれども、今年の7月31日現在ですが、これは特別養護老人ホームから老健施設、それからグループホーム

全部ひっくるめての形ですけれども、数としては355名いらっしゃいます。そのうち、いちき串木野市民の方で自宅において待機をされてる方は63名ということになっております。

以上です。

○15番（原口政敏君） 本市に63名おるということは、市長、事実ですからね。事実なんですよ。だから、こういうことを、市長の御理解で各ホームにグループホームができて、何百人おったのが解消できましたけど。けど、いまだに63名がいらっしゃるということでございますので、今後も、いろんなことを考えて。また課長は、1、2でも100%入れるんじゃないですよということでもた言われたら、どうしてもそういう身寄りが無いとか、所得のないとかいう方は安心されると思いますので、何らかの機会に、市報でもそういうことを報告して知らしめていただきたいことを申し上げまして、全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、西中間義徳議員の発言を許します。

[5番西中間義徳君登壇]

○5番（西中間義徳君） 先日、小学校1年生の二人の児童が横断歩道ではねられ、一人が死亡するという悲惨な交通事故が起きました。亡くなられた児童の御冥福を祈るとともに、大けがをされて入院をされている児童の一日も早い回復を祈るものです。

それでは、通告に従い質問をいたします。

我が国は2008年に人口減少が始まり、その後、減少傾向が続いております。そうした中で、地方から若者が東京圏内の都市部へと一極集中が進んでおります。このままでは人口減少を契機に、消費市場の縮小、人手不足による産業の衰退などを引き起こす中で、地域のさまざまな社会基盤を維持することも困難な状態に陥ってしまいます。

このような状況を踏まえ、政府は昨年11月に成立した、まち・ひと・しごと創生法に基づき、日本全体の人口減少の展望を示した長期ビジョンと地方創生のための今後の5年間の総合戦略を、昨年12月、閣議決定をしております。

都道府県や市町村には、2015年度までに地域の実

情を踏まえた地方版総合戦略の策定が努力義務として課されております。

本市も人口3万人を切り、2月末現在で2万9,751人となり、減り続けております。

これまでもさまざまな対策を本市は講じてきたと、そういうふうに思っております。

地方創生のための総合戦略策定に当たっては、何よりも人材の確保が大事であります。

本市は、国の地方創生人材支援制度に応募されております。地方創生を推進する人材の確保について、どのように考えておられるか伺い、壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 西中間義徳議員の御質問にお答えをいたします。

地方創生の推進体制であります。

国においては、今お述べになられましたとおり、まち・ひと・しごと創生法を成立させ、地方自治体も人口ビジョン総合戦略の策定が求められるなど、日本全体で総力を挙げた人口減少と地域経済縮小の克服へ向けた取り組みが始まろうとしております。

本市においても、人口減少の抑制と地域の活力の維持発展は、最重要課題として取り組んでいく必要があります。

本市も応募した国家公務員等の地方創生人材支援制度については、多数の応募団体があったことなどにより、内定には至らない模様であります。明後日の6日には政策課を事務局として地方創生推進本部を設置することとしており、専門部会を設けるなど、今後、全庁体制で庁内一丸となって取り組む考えであります。

○5番（西中間義徳君） 今、地方創生を推進する人材の確保についてお述べになっていただきました。国の人材派遣はだめだったということですよ。人の派遣というのは内定がもらえなかったということで、6日に本市を中心として、この創生本部を立ち上げるということですね。

地方創生を進める上で大事なことは、人口ビジョン、そしてこの総合戦略を策定をする中で、幅広い意見を持った人材の確保が大事であるというふうに

思います。

国は、自治体の地方版総合戦略の策定と実施を三つの側面から応援しますよということで、1が情報、全てのそういうデータというものは示しますよと。2番目が、人の派遣をしますよと。今回は、ちょっとだめだったということですね。3点目が、財政の面から切れ目なく後押しをしますよということで、各自治体1,000万円の予算を計上されております。

総合戦略の基本目標として、この4項目ありますけれども、一つが地方における安定した雇用を創出する、2点目が地方への新しい人の流れをつくる、3点目が若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4点目が時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携すると。この四つが総合戦略の基本目標ということになっております。

霧島市、鹿児島市はもう地方創生本部を立ち上げておりますが、今答弁があったように、6日にするというので、国からのそういう人的派遣がなければ、自前でやるということで、市長を中心とした何人ぐらいのメンバーで構成される本部ができるのでしょうか。

〇副市長（石田信一君） 6日に立ち上げます創生本部につきましては、市長を長としまして、全課長を対象とした本部体制でいきたいというふうに考えているところでございます。そうしますと、大体三十数名のメンバーのほうで立ち上げていきたいということでございます。

〇5番（西中間義徳君） 市長を中心に30名ぐらいの体制でやっていくということですね。ということは、最後までこのメンバーで総合戦略の策定をするということの理解でいいのでしょうか。

先日の新聞に、首長のこの総合戦略に対するアンケートが載ってました。自前で策定が可能ですよというのは37.1%、国や民間の支援があればできますよというのが58.4%ということで、本市は最後まで自前で策定をするということの理解でよろしいでしょうか。

〇市長（田畑誠一君） 総合戦略というのを自前で策定するという方針で臨みたいと思っておりますが、

大事なことは今おっしゃいました民間の皆さん方の御意見をよく聴取することだと思っております。したがって、地域版総合戦略の策定に当たりましては、内容が、さっきお述べになられましたとおり、雇用とか結婚、子育てなど広範な議論と施策が必要であろうかと考えております。このため、アンケート等による各種の意識調査を行うことに加えて、市民の皆様をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、金融機関などで構成する推進組織で、その方向性や具体案について審議、検討をしていただくなど広く関係者の意見が反映されることが重要だと思っております。まずは、先ほどの、申し上げましたとおり、庁内の専門部会等で既存施策の整理、分析を行いながら方向性を示し、住民や各種団体等の参画をいただき、推進組織の議論を踏まえた助言や意見交換を通して戦略の策定に反映をさせていきたいというふうに考えております。

〇5番（西中間義徳君） 私は、国に応募をされたときに、多分通るんだらうなど、そういうふうに思っていました。今回、市長を中心としながらやるということですが、最終的にコンサルタントに投げるということはないですということでもいいですね。

〇政策課長（田中和幸君） 市長の答弁を補足いたします。

地方創生コンシェルジュという制度も国のほうではございまして、一応、採択されなかったのはシテイマネージャーという国の制度で、それについては採択されておりません。国のほうもいろいろと人材支援をするということで地方創生コンシェルジュ、これは鹿児島県担当として40名ほど登録するというようなこともございます。それと、鹿児島県においては、市町村課のほうに地方再生計画の立案を支援するような体制を今回とるというようなことも言っております。

こういうことを含めながら、いろいろと外部とも相談をしながら、いちき串木野市としては自前で作成させていただきたいということで、最終日に補正予算をお願いをすることにしております、その地方版の総合戦略を作成する経費につきましては、ほと

んど市の、重要な部分は市としてつくりますが、例えば調査を委託するとか、そういうような部分は、コンサルタントさんのお力もかりながら作成していて、市として自前の総合戦略をつくらせていただきたいというような形で思っているところがございます。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） 私は、最後はコンサルに投げるのかなというように思っています。そうすると、今回、各市町村が各自でつくっていくわけですね、総合戦略を。そうすると、同じような傾向のそういうものができやしないかなという危惧をしておりましたけれども、最後まで自前でやるということですので、期待をしていきたいというふうに思っております。

先ほど市長が述べられましたけれども、総合戦略の中に、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるというふうにあります。

先日の南日本新聞に、2月15日付で、「故郷の新しい風会議 in いちき串木野」という会合が載っておりました。市内の人口減への対処を模索して、市内の若手経営者、公務員らが官民の壁を超えて地域づくりを考えるという形で会合をしたというふうにあります。先ほどの市長の答弁の中に、そうやって市民の意見や若者の意見も取り入れるということで、しっかり、こういう若い方々の意見も取りくみをしていただきたいというふうに思います。

本市は、人口増対策として、出産に対する助成や中学校までの医療費の無料化の実施、子育て支援策として酔之尾東団地の整備もしてきました。この酔之尾団地については、今年の1月にえびの市の元議員という方から電話をいただきまして、近くに住む方が、この神村学園にお子さんが入ると。下の子ども今回入学するので、母親と一緒に暮らしたいということで、市営住宅は空いてないかということの問い合わせがありました。都市計画課に確認したら、18歳以下の子供さんがいらっしゃれば、こういう制度がありますよということで、すぐにこの案内をしました。そしたら、空いていたということで、大変に喜んでいただきました。こういう制度なんだ

な、こういう使い方もあるんだと改めて思いましたけれども、他市から本市に異動してきた場合にはこういう制度を使えば、非常にいいなというふうに思いました。

また、他市からの転入者への助成制度というのも載っています。これはまた後で聞きたいと思っておりますけれども。

薩摩藩英国留学生記念館を建設して、交流人口増に本市も取り組んできたというふうに思っております。これからさらに、地方創生として本市が取り組みたいものは何かを伺います。

○市長（田畑誠一君） 地方創生の取り組み方についてであります。

地方創生法の目的、これは端的に言いますと、一言で言いますと、先ほどから力説しておられますように、人口減少に歯どめをかけるということにあると思います。そのために、就業機会の確保などにより地域の活性化をする取り組みであるというふうに位置づけ、認識をしております。

そのためには、企業の誘致のほか、農林水産業を含む産業の振興、あるいは子育て環境や生活環境など幅広い施策が必要とされるところと考えておりますが、一方であらゆる分野を対象とした総合計画も、平成28年度を終期として次期計画の策定を進めていくところでもあります。

総合戦略は地方創生の目的である、まちの創生、人の創生、仕事の創生に係るものを取りまとめたものになるのではないかという認識でありまして、具体的には作業を進める中で分野や政策の重点化を検討してまいりたいと考えているところです。

○5番（西中間義徳君） しっかりこの取り組みをしていただきたいというふうに思います。地方創生といっても、即効性というのはないというふうに思いますので、地味であっても持続性のあるものというのをしっかりやっていくのは、また大事ではないかというふうに思います。

本市も合併して10年、合併特例債も5年延長の予定というようなこともありますし、そうした中において交付金の減額というのものもある。そういう中で、どう取り組みをするかというのは限られてくると思

いますけれども、知恵を絞ってやっていただきたいというふうに思っております。

次に、地方創生を進める中で、周辺市との連携について伺いたいと思います。

地域を活性化する中で、市単独でできるものと地域連携という中で、周辺市と連携をどのように考えているかを伺いたいと思います。

例えば、甌村が3月15日ですかね、国定公園に指定をされる。これに伴って観光客も増えてくるというふうに思います。川内港の高速船だけでなくフェリーの乗客も増えてくれば、串木野港への乗降客も増えてくるというふうに思っております。そうした観光客の一部を羽島の留学生記念館とか、食のまち・いちき串木野市への誘導をさらに考えていくべきだというふうに思います。

また、日本の安心・安全が海外から評価されて、特に農産物も、高くても日本のやつは売れるというようなことはありますけれども、この本市の農林水産物の海外へ出荷とか思い切ったことをやりながらやっていくのも大事ではないかというふうに思います。その意味で、近隣の市との連携をどのように考えているかを伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 周辺との連携ということがあります。

国においては、個別の施策における複数市町村間の連携のほか、定住自立圏等の圏域設定を行った取り組みなど、市町村で連携して施策に取り組むことも想定をし、支援することとしております。先ほどからいろいろ例を述べておられますが、例えば広域的な観光や、都市と農村間の交流、あるいは特産品のPRなど、広域的に行うことでより効率的で効果的な取り組みが想定される場所があります。お述べになられておられるとおりであります。県においても交付金を活用してふるさと名物商品販路開拓支援事業や特産品のPR販売促進事業を新たに立ち上げたところがあります。

市としては、まずは本市における総合戦略の方向性、目標といったものを見定めた上で、目標へ向けた個別のメニューの検討に当たって、広域的な取り組みの可能性等を模索してまいりたい、お述べにな

られたとおり、そのような方向で考えております。

○5番（西中間義徳君） ぜひそういう方向で進めていただきたいというふうに思います。周辺市とのそういう連携というのは、大変に大事であるというふうに思っております。

人口増というのを考えると、市内の転入者促進についてどのように考えているか伺いたいと思います。

総合戦略の基本目標の中に、地方への新しい人の流れをつくるというふうにありますけれども、現在、東京に向かって転出する人は年間47万人いるそうです。東京圏から地方に転入する人は37万人。国は2020年に年間で41万人で均衡させて、東京一極集中の流れを食い止めるというふうにしております。地方から東京に行く人は47万人いるので、6万人減らして41万人にする。そして、東京から地方に行く人は37万人なので、4万人増やして41万人にする。そして均衡をとると。数字上の形ですけれども。そういう中で東京一極集中というのの流れを止めると。こうしたことを考えると、市内に転入してくる人をさらに増やしていく取り組みも大事になってくるというふうに思います。

本市へのUターン、Iターン、Jターンの推進というののどのように考えているか伺います。

○市長（田畑誠一君） 本市におけるUターン、Iターン、いわゆる空き家対策情報と申しますか、その提供についてであります。

現在、市のホームページでは、U・Iターンの情報として転入者住宅建設等補助や分譲団地と定住促進補助制度などの各種支援制度の紹介に加えまして、住宅情報として公営住宅のほか、県宅地建物取引業協会へのリンクにより、土地や建物の物件情報をごらんいただけるようにしているところがあります。国においても、新たに全国移住促進センター、仮称でございますが、を設置し、地方への移住促進のための居住、就労、生活支援などに係る情報を集約して、全国的な情報提供を行うポータルサイト、仮称でございますが、を構築することとしております。

市としましては、定住促進策について、総合戦略の中で検討を行いながら国や県等と連携した情報発信にさらに努めてまいりたいと考えております。

○5番（西中間義徳君） 市のホームページはリニューアルしまして、非常にIターン、Uターンの情報がぱっと見られますね。非常にわかりやすいというふうに思います。そこをクリックすると、そういう、今おっしゃった転入者の補助、助成制度とかがイラストを用いてしてあるので、非常にわかりやすいですね。

私は、その横に空欄がありますので、市内の不動産屋の了解も必要でしょうけれども、中古住宅とか空き家とか、住めるような状態の空き家の状況、そして中古住宅等のやつを1不動産1件でも、こういうのがありますよという形で載せていけば、そこをクリックすると不動産屋のホームページにつながるというものが掲載できないのかなど。今の若い人たちは部屋を見つけないとき、アパートを見つけないときは、スマートフォンで、水回りの状況、そして部屋の間取り、風景とか、そういうものを見て、ある程度目星をつけて、現場を見てここだと決めるというのがあります。その意味では、この転入してくるそういう制度というのはきちんとあって、非常にわかりやすいんですけども、最後の住む住宅とか、こういうのもありますよと、一つの取っかかりになるような、そういう情報というのは掲載できないか伺います。

○政策課長（田中和幸君） ただいま中古住宅に関しても市のホームページに掲載できないかという話でございます。

現在、先ほど市長の答弁もございましたように、住宅情報としては公営住宅と宅建協会へのリンクという形での情報提供に現在とどまっております。今後、先ほどございましたように、地方戦略をつくる中で、そういうような実効性のある情報が提供できるというような状況になりましたら、そういうことも含めながら今後総合戦略の中で考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） ぜひ検討していただいて、そういうものが取っかかりになって、本市に移住して来る人がおれば非常にいいのではないかとというふうに思います。

次に、この転入者等が安定した雇用の場をどう創出していか伺いたいというふうに思います。

市のスローガンには「ひとが輝き 文化の薫る世界に拓かれた まち」というのがありますが、「ひとが輝き」というのは地方創生のキャッチフレーズみたいなものですが、既にここにあります。そして、この地方創生は、まち・ひと・しごと創生法ということで、人とまちは入っておりますけれども、仕事がこの中にはないんですが、仕事がないと、若者は安心して結婚、子育てができないというふうに思います。この転入者等の雇用の創出をどのように考えているか伺います。

○市長（田畑誠一君） 地方創生の中で最も重要なのは先ほどからお述べになっておられますように、やはり私は仕事、雇用の確保だと思います。これは非常に重要だと思います。雇用の確保は若者の定住化、子供を生み育てる環境のためにも非常に重要なテーマであると思っております。

そこで、この雇用の確保でありますけど、議会の皆さん方と検討を重ね、企業誘致について西薩中核工業団地の未分譲地を買い入れました。そして10年間無償で企業に貸与する制度の創設や補助金の充実を図り、積極的に雇用の創出に努めているところであります。この制度を、御承知のように活用して設備投資がなされておる企業もございます。

今後はそういった企業誘致という外発的な手法に加えて、本市が有する人材、資源、資金を最大限に活用する6次産業化や農商工連携などによる高付加価値化、また、市内市場の縮小を補完する他地域や海外からの消費獲得などにも重点的に取り組む必要があると考えております。

戦略の策定に当たっては、国により提供される地域経済分析システム等の活用により、特性や課題等を踏まえながら政策の検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○5番（西中間義徳君） 大企業の誘致とかいうものはあれですけども、先ほど、人材育成、人材の確保ということで、6次産業化に向けてのそういったものを取り組んでいくと、農林水産のというのがありました。

今朝の新聞を見たら、東日本で被災に遭った町が、中小企業の代表と話をしたときに、起業の町をつくりたいというのがありました。大企業はありがたいけれども、撤退した後が大変だ、小さい店がたくさん起業するほうが有益であると。人口の少ないこの町では数人規模でも影響力が大きいということでありました。

串木野は漁船のまちでもあるし、その漁船に伴ういろいろさまざまな工具とかいったものを提供する小さな店というか工場もありますけれども、そういうものの後継者対策というのも非常に大事ななというふうに思います。

アメリカのオハイオ州のウィルミントン市というのが、世界最大の物流企業で空港まで持っていたそうですけれども、2008年にこの会社が撤退をして、関連企業を含めると市の雇用の3分の1が失われたと。そうした中でこの市は、小さな、そういう先ほど言った企業というか、地産地消の市場や職人の手づくり業にこだわった工場など、地に足をつけた小さな企業をたくさん生み出したと。そのことによって、この市はよみがえったということがあります。地元の地産地消、そして、この地元の起業家、小さな一人か二人でも、そういうところでもしっかり起業していくような、そういう制度が大事であるというふうに思います。

都市部の若者が過疎地域で地域活動を行う地域おこし協力隊の活用をする考えはないかについて伺いたいと思います。県内では離島でやっていました。串木野はそれに当たるかどうかちょっとわかりませんが、屋久島とか種子島、そして甑島では、空き家を利用して、アートの、そういうので地域おこしをやっておりました。

全国の事例の中では、豪雪地帯で知られる新潟県の十日町市の事例を紹介したいと思います。過疎の山中にある廃校舎をレスリング道場に改築をしたと。それが、トップレベルの女子日本代表の合宿所として注目を集めるようになり、地域に活力が生まれていると。また、この地域おこし協力隊では任期満了後も6割の隊員が残って、家族を含めると退任者23人を上回る28人が定住をしているというのがあ

ります。この地域おこし協力隊というのを活用する考えはないか伺います。

○市長（田畑誠一君） 地域おこしの協力隊についてであります。

本市では、同制度を現在のところでは活用していない状況であります。都市地域からの人材を地方自治体が委嘱し、地域に居住して地域おこしの支援や農林水産業への従事、住民の生活支援などの活動を行うもので、その定住、定着を図る取り組みとしても、また、外からの視点を取り入れる点でも意義があると思っております。国においても、類似制度との統合により拡充を図る方針であり、他市町村の活用実態等を参考にしながら、分野等も含めて活用を検討してまいりたいというふうに思っております。

○5番（西中間義徳君） ぜひ、大事なことで、活用するという方向で動くということですから、ぜひしていただきたいと。

また、グリーンツーリズムも大事だというふうに思っております。こちらに来て1泊したら、また大人になってこちらに来てみたい、住んでみたいというふうな形があれば、それもまた非常にいいのではないかというふうに思います。

次の質問に移ります。

プレミアム商品券の発行と規模について伺います。景気を下支えするための緊急経済対策を盛り込んだ2014年度補正予算が成立をしました。地方創生の先行、地元商店街への後押し、景気好循環への期待が寄せられております。始良市では、一昨年発売したプレミアム商品券は、限定1万セットが、発売から2週間で完売し、好評とのことでした。

本市も過去2回発行されております。その状況と今回のプレミアム商品券の発行規模等について伺います。

○市長（田畑誠一君） 今、西中間議員がお述べにされましたとおり、本市においては、過去プレミアム商品券を、2回ほど発行いたしました。平成21年度に、プレミアム率10%で1億1,000万円、平成22年度には総額でプレミアム率自体は10%と同じですが、1億6,500万円の商品券を発行し、いずれも完売をいたしました。

今年度のプレミアム商品券の発行については、今定例会に提案させていただくこととして準備をしておりますが、内容につきましては、今度はプレミアム率を20%にして、総額3億円の規模となり、プレミアム率、総額とも今回が最大となります。これにより市民の皆様の消費換気を促し、ひいては商工業の振興、景気対策につながるものと期待をしております。

○5番（西中間義徳君） プレミアム率が20%ということで1万円だったら1万2,000円のものを買えると。そして、過去の2倍から3倍という形の3億円ということですので、これが本当に地域に及ぼす影響というのは非常に大きいというふうに思います。

商品券は、地元の商店街を活性化するためのものと、大型店で使えるものと、前回分けておりますけれども、今回の対応もそういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 平成22年11月の発行の際には、地元商店街と大型店、考慮しまして、中小事業者と大型店で利用できる券を分けてしました。中小事業者での消費が増える、その結果、中小事業者での消費が増えるなど地域内経済活性化に資することができたと考えております。好評でしたので、地元商店街にも行き渡るように、今回の発行に当たっても同様な取り組みになるように進めてまいりたいと考えています。

○5番（西中間義徳君） ぜひデザインとか市民への周知、その辺もよくしていただいて、すばらしいプレミアム商品券をつくってほしいというふうに思っております。

宮崎県の延岡では2008年から4年間、消費者の購買意欲を図り、地域間経済を活性化するということが目的として、元気のべおか商品券ということで発行しているそうです。2011年からは、延岡市住宅リフォーム商品事業を行って、4年間で約60億円の経済効果が出ているというふうにあります。

このプレミアム商品券で、ぜひ地元の経済の活性化を期待したいというふうに思います。

次の項に行きたいと思えます。

次に、認知症対策について伺います。

厚生労働省は認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランというのを打ち出しました。日本の高齢化率は23%で世界一だと。65歳以上の高齢者に占める認知症有病率も15%と、国際的にも突出しているというふうに言われます。

厚生労働省は2025年に国内で約730万人が認知症になると推計をしております。WHO世界保健機関では、2030年に世界で6,570万人が認知症になると推計をしております。これでいきますと世界の10人に1人は日本人が認知症ということになります。

本市の防災無線で行方不明者の検索願いとというのが放送をされておりますけれども、こういう認知症患者等の行方不明の現状について伺います。

○市長（田畑誠一君） 認知症の方の行方不明の現状についてであります。

過去5年間に消防署等に防災無線等で検索依頼のあった件数は24件であります。

このうち、認知症または認知症の疑いといえますか、のあられる方の検索は10件となっております。

なお、検索等の結果であります。22件中、亡くなられた方が4件、それから、生存されておられた方の発見が18件ということでありました。

また、地域包括支援センターで構築しております徘徊・見守りSOSネットワークへの登録者は、今年2月20日現在で25名となっております。

このシステムの登録者のうちで、25年度に1名と今年度2名の方が行方不明となられ、防災無線等による検索と同時に、この徘徊・見守りSOSネットワークで検索を実施していただいているところであります。

○5番（西中間義徳君） 今、行方不明者の現状についての答弁がありました。24件、そして徘徊の25名ということで、認知症の方は、そういう中で10件ということでありました。

認知症患者を持つ家族にとって一番心配なことは、行方不明になるということがすごく心配ですね。地域の方に迷惑をかけるんじゃないかということが何よりも心配だというふうに思います。

私も認知症の父を介護していた経験がありますので、そういう中で、2回ほど夜に出たことがありま

した。2回ともたまたま見つけることができたんですけれども。今後、在宅医療、在宅介護を進める中で、この認知症を支えるボランティアの存在というのも大事ではないかというふうに思います。

ボランティアの認知症サポーターというのもありますし、私が提案したいのは、地域には結構元気なお年寄りの方がたくさんいらっしゃって、そういう方にも認知症サポーターの講習を受けていただいて、そして、地域でいなくなったというときに、すぐ対応ができる人たちの登録ができないかというふうに思っております。そういう方々が、誰さんがいなくなったということで、地域を30分でも1時間でも、山の中に入ったとかいうのはわかりませんが、そういうふうにしていけば、もっと早く対応ができるのではないかと。そういう体制は、そういうボランティアの方々の登録できないか伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 在宅医療、在宅介護を進める中で認知症の方を支える地域ボランティアについてであります。

認知症サポーター養成講座の受講者数は、今年2月14日現在で2,321名おられます。最近、各学校で親子で受講していただいたところでもあり、今後は、全世帯で認知症への理解を深め、市民全体で見守る体制の構築を図ってまいりたいと思います。

また、徘徊見守りSOSネットワーク事業においても、各事業所や各種団体の御協力をいただき、行方不明時の捜索だけでなく、かね日ごろから認知症の方に対する見守りや気配りをしていただき、行方不明になられる前に気づき、保護できるような活動をお願いをしているところであります。

なお、各公民館での捜索のシステムづくりを行政においてすべきではないかという点につきましては、それぞれの公民館におかれて家族の方からの捜索の依頼を受け、各種事情等も考慮の上で、それぞれ判断されていることと思っております。今後とも、自主的な捜索活動として取り組んでいただければと考えておるところであります。

○5番（西中間義徳君） 自主的な取り組みというのも非常に大事だというふうに思うんですけれども、

そういうこともきちんとまた進めていくという方向は大事ではないかなというふうに思います。

以前テレビで、海外でも認知症の方もいらっしゃるようで、ベルギーかどこかで、認知症に対して地域でしっかり見守りをする、対策をとりますよと。認知症に対する、その接し方とか、そういうのを勉強して、というのがありました。そして、お店にもステッカーが張ってあって、認知症の方に対してもきちんと対応しますよと、そういうテレビがありました。そして、行方不明者がいたらNPOが中心になって、そこから市役所、警察署とかそういうふうに連絡が行って、2時間以内に見つけるというのが基本だというふうにありました。2時間以内に見つけるということは非常に厳しいというようなことがありました。その意味で、この地域に、さっき市長は自主的にという話でしたけれども、地域にそういう、いなくなったときのネットワークというものを構築していけば、早い段階での気づきと、そして早い段階での発見というものが大事になってくるというふうに思いますので、ぜひまた、これも私自身もまたしっかりと勉強していきたいというふうに思います。

次に、在宅医療、在宅介護の24時間体制について伺いたいと思います。

この体制を、国は各自治体に2018年度までに設置しなさいよということがあると思いますが、在宅介護される家族の心配の一つに、いざというときに駆けつけてくる存在があれば、大変精神的に負担が軽減をするというふうに思います。いつでも何かあったら連絡してくださいねという声かけでも、家族は安心をすると言われております。

また、在宅介護を進める中で、認知症介護、存在というのは大きいというふうに思いました。先日、認知症カフェがテレビで放映をされておりました。カフェで、認知症の方がコーヒーを入れて振る舞う姿、そしてその家族の方がそれぞれの思いで話をされておりました。

この在宅医療、在宅介護を進める中で、24時間体制について、どのように運営されるのか伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 地域包括ケアシステム構築に向けて、住民の意識の向上対策であります。

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えて、医師会との連携により今年度は講演会や公民館などにおいて出前講座等を実施いたしました。421名の方が受講しておられます。とともに、社会福祉協議会が中心となりますが、地域包括支援センターも一緒になって支え合いマップを作成することで、地域の支え合い体制の強化と地域住民の意識を高める手だてを講じているところでもあります。

また、訪問看護ステーションとしては、現在、市内には1カ所ありますが、24時間の定期循環随時対応型の訪問介護・看護のサービス事業所はありません。在宅医療、在宅介護を進める上では必要なサービス事業所と考えており、第6期介護保険事業計画においては、平成29年度には1カ所整備できるように考えております。今後も医師会等と協議を進め、整備が図られるように取り組んでまいります。

○5番（西中間義徳君） その24時間体制というのは在宅介護をされる家族にとっては非常に大事だというふうに思います。1カ所、そういう形でできるということですが、2025年までにこの地域包括ケアシステムの構築をしていかないといけないというふうにあります。また、この福祉の充実も、地方創生につながっていくというふうに思うし、また、大事な雇用の場でもあるというふうに思います。しっかり取り組んでいくべきだというふうに思います。

○議長（下迫田良信君） 西中間議員、質問の途中ですけれども、ここで昼食のため休憩をいたします。再開は1時15分といたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時14分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（西中間義徳君） 次に、通学路の安全対策について伺いたいと思います。今朝ほども答弁がありましたけれども、今後二度と悲惨な交通事故が起きないように大人の責任として対応していきたいと

思っております。

先日27日に事故現場での診断が行われて、さまざまな意見が出たというふうに思います。今回の事故を受けて安全対策についての対応と、一昨年行われた通学路安全診断についての課題にどのように取り組まれたか伺います。

○教育長（有村 孝君） 平成24年8月、3日間にわたりまして市内全ての小学校から出されました通学路の危険箇所として報告された57カ所につきまして学校PTA、あるいは公民館関係者、道路管理者、警察等の関係機関が合同点検を実施いたしております。

翌月の9月27日には、関係機関が一堂に会しまして合同対策会議を実施して、歩道のカラーリングや路面標示、また、ガードパイプの設置、ゾーン30の指定、取り締まりの強化、交通安全指導の強化など各機関が対応可能な対策について検討を行いました。

それ以降、関係機関と連携を図りながら安全対策の進捗状況を随時確認をしながら現在までに44カ所において対策が完了して、残り13カ所について安全対策が完了するように引き続き取り組んでいるところでございます。

○5番（西中間義徳君） この事故を受けて、地元からも信号機の設置は早くしてほしいというふうに言われております。

この現場診断を受けて、市来小学校の校長先生がおっしゃってございました。児童生徒は今でも事故があった横断歩道を渡っている、一日も早く信号機の設置をしてほしいと。また、指摘している危険箇所はまだほかにもあるというふうに訴えておられました。現場診断で検討された課題にスピード感を持って対応していただくように申し伝えたいというふうに思います。

市長もこの現場診断に参加をされているんですけれども、この270号線を通れば、松山集落のところ、そしてまた、田崎酒造のある横断歩道というのはほとんど白線が消えていますね。さまざまなそういうことも、通学路の安全点検とともに一般道についても、そういう箇所があればすぐ国道事務所とか連絡をしていただいて、早目の対応というものをしてい

くべきではないかなというふうに思います。

小さな児童のこの犠牲の上にさまざまな対処をしていくというようなことが今後ないように、また、本市もこの1年ぐらいで3人の死亡事故というか、あると思います。交通事故死亡ゼロを目指して取り組むべきだと思います。市長の見解があれば伺いたいと思います。

○市長（田畑誠一君） 先ほどの原口正敏議員からも痛ましい事故のことについていろいろお話がございました。私も申し上げましたとおり、私どもも三役そろって御挨拶に伺ったんですけれども、頭を包帯で覆った、いたけない子供のあまりに痛々しい姿、天国へいきなり旅立たされて無念な思いの姿、顔の表情が脳裏を本当に離れません。みんな本当に同じ思いだと思います。

2月27日に学校当局はもちろん、地域の公民館長さん方、交通安全協会みんなで、議員の皆さん方も一緒に現場診断をして強い要望が出されたわけですが、その際、地域の皆さん方から、早くから要望していたじゃないかという声が非常に、何と申しますか、皆様方の憤りというか、思いを一言であらわしているというふうに思いました。

私はあのときに申し上げましたとおり、やはりここ三十二、三年ですか、この30年余りの間に同じ道路で、同じ場所で、1キロ足らずの範囲内で、その間に3人もいたけない子供たちの事故があったんです。この事故率、事故発生ということを重ねるべきだということ強くお訴えをいたしました。皆さん同じ思いであられましたので、一日も早く児童に対する供養と申しますか、犠牲になった児童に対しても、一日も早く、みんなの力で警察のほうに強く訴えて、早急に私は対応していただくものと信じております。これからこういうことがないように地域を挙げて、学校を挙げて、みんなですoft面についても守っていききたいなという思いであります。

○5番（西中間義徳君） 二度と本当に、小さい児童の犠牲の上にさまざまな検討をすることがないように、対応できることについてはしっかりと早目の対応をしていただきたいと思いますというふうに思います。

では、次のICT教育情報通信技術とICT教育

について伺いたいと思います。

電子黒板の活用について伺います。平成21年4月に1校に1台、計14台シート方式の電子黒板を導入しております。この電子黒板がフルに活用されているのか、その活用状況を伺いたいと思います。

○教育長（有村 孝君） 電子黒板の活用についてでございます。

電子黒板は教材文を映し出したり、また、教科書の挿絵や写真、図、あるいはグラフ、動画などを映し出したりして活用しているわけでございます。また、直接画面にアンダーラインを引いたり、文字を書き込んだりすることもできます。議員お説のとおり、平成21年度に各学校に1台ずつロール式の電子黒板を購入して設置してございます。現在、各学校ではICT活用に堪能な教員がリーダーシップを発揮しながら活用している状況でございます。

電子黒板を増やすことについてでございますが、電子黒板は多機能なものが開発されておりますので、1台当たりの価格はかなり高価でございます。活用状況につきましては、100%フル稼働というわけにはいきませんが、それぞれ学校1台ずつでございますので、お互いに譲り合いながら活用しております。ロール式の電子黒板でございます。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） フルに活用されているところもあれば、そうでないところもあると。1校に1台という小規模校であつたら使い勝手がいいと思いますけれども、大型校であつたら1校に1台というのは非常に使い勝手が悪いのではないかと。お互いに遠慮して使わないとかいう形もありますし。やはり今後、タブレットのそういう端末を使うということ等を考えれば、一教室一つの電子黒板というのは必要ではないかなというふうに思います。全教室が114ぐらいですかね。そうなれば、1台ずつこの電子黒板というのは必要だと思いますけれども、その辺の導入についての考えはないですか。

○教育長（有村 孝君） 確かに学校1台では、みんな遠慮して使わないんじゃないかという議員のお説もでございます。そこで、電子黒板と同じような機能を持ちます大型のデジタルテレビ60型を整備して

いきたいと考えておりました、来年度は各中学校に
まず3台ずつ予算計上をお願いしておりました、年
次的に整備していこうと考えているところでござい
ます。

以上でございます。

○5番（西中間義徳君） 今、大型テレビを設置を
していくという答弁がありましたけれども、この大
型テレビと電子黒板とは違うものですよ。

○教育長（有村 孝君） 大型テレビというのはも
ちろん受信機能もありますけれども、パソコンと直
結しましていろいろ操作ができて、映像あるい
は子供たちの作品を展示するとか映し出すとかで
きます。電子黒板のほうは、より多機能でござい
ましていろいろ、もちろんどちらもカラーなんです
けれども、非常にいろいろな操作ができて、例え
ば回転ができて、三次元の世界を見せるといった、
非常に電子黒板特有の機能を兼ね備えてござい
まして、ただ学校の授業で使う範囲内では大型
テレビで十分に合うんじゃないかなと。と申しま
すのは、先ほど申しましたようにパソコンと直結
していますので、パソコン機能で大型テレビに映
せるということもございまして、十分賄えるん
じゃないかなと考えているところでございます。

なお、最近の電子黒板は多機能で高価です。大
型テレビの数台分はします。ですから、それより
も大型テレビジョンを入れたほうが良いというこ
とで考えて計画を立てているところでございま
す。

○5番（西中間義徳君） 今後、タブレット端末を
使った授業という形を考えると、大型テレビでは
使えないですよ。数年後には多分このタブレット
は後で言いますが、使ってくると思いますけ
れども、そうなる何か無駄なお金をかけるよう
な気もしないでもないですね。いずれ電子黒板が
必要になってきて、その大型テレビから電子黒
板に変わってくるというふうになるのではない
ですか。

○教育長（有村 孝君） タブレット端末は御承知
のとおり、小型のノート型パソコンの携帯用と考
えていただければ。大小いろいろありますけれ
どもね。ですから、パソコンと同じような働き
をするものでございまして、電子黒板と今申
します大型テレビと

いうのはまたタブレットとも十分に接続はでき
ると思いますので、大丈夫じゃないかなと思
います。

個人持ちなのはもうタブレット形式ですね。そ
れにももちろんもともなるパソコンはあるわけ
ですので、タブレットとつながりますね。です
から、電子黒板と大型テレビ、大体同じよう
な機能がありますので、タブレットとはまた一
緒に使えると考えております。端末とはです
ね。

○5番（西中間義徳君） 私もそう詳しくはな
いので、あれですけども、今、おっしゃった
ことが果たしてそうなのかなという疑問はあ
りますけれども、私は昨年8月に同僚議員と
武雄市のICT教育の実態の視察に行きました。

佐賀県の武雄市では平成26年度に全小
学校児童へタブレット端末を貸与してござ
います。今年の4月からは中学校生徒全
員にタブレット端末を貸与する予定で
す。予算が3億円ということでした。そ
れでタブレットは持ち帰りを前提とし
てございまして、タブレットに学校で
7本程度の動画をダウンロードして、
家庭で学習して、翌日授業で議論や
教え合いをしながら授業を進める反
転授業というのをやってございま
した。学校ではつながるネット環境
も、このタブレットは家庭ではつな
がらないという方式をとってござ
いました。

県内ではタブレットではないですが、山
下小学校が全教室にこの電子黒板の設
置ということが平成23年から24年
に「みずから考え表現していくグル
ープ学習」ということで、そういう研
究校になっているようですが、この
タブレット端末を利用した授業をす
る考えはないかを伺いたいと思いま
す。

○教育長（有村 孝君） 今、議員がお
っしゃいましたタブレット端末を利用
した授業についてでございますが、
タブレット端末は、現在、川上小
学校に5台整備してございます。漢
字のドリル学習、あるいは計算ド
リルの学習、あるいは算数科の図
形学習、社会科、理科の調べ学習
等に活用してございます。私も実
際、授業参観いたしました、個人
で持っているわけですが、一人
ひとりの子供がですね。

タブレット端末につきましては、平成27年度教職

員の研修会等を開催するとともに、タブレット端末だけではなくて先ほど申しました大型のデジタルテレビ、電子黒板、デジタル教科書などICT整備に係る年次計画を検討して作成してまいりたいと考えております。したがって、タブレット端末につまましての授業は本市でも行われていると。特に小規模校の授業等には有効ではなかろうかなと考えているところでございます。

○5番（西中間義徳君） ぜひ全生徒に使えるような形でしていただきたいというふうに思っております。

今年も県の当初予算で1,399万円計上して、県は特別支援学校や過疎地、離島の小規模校などでタブレットやテレビ会議システム導入をするというふうにありました。先日の報道では、妙円寺小学校で信州大学との連携で4年生か5年生が1学級40人の、タブレット端末を使っての学習があったというのが報道されておりました。予算はもちろんかかるわけですが、今後のことを考えたら先進地としての取り組みというのも必要ではないかというふうに思いますが、再度伺いたいと思います。

○教育長（有村 孝君） 先ほど来、申しあげましたように、このタブレット端末を活用した授業というのは特に小規模校の授業等にはより有効な教育機器じゃなかろうかなと思っております。先ほど申しあげましたように、大型テレビとか電子黒板を総合的に導入を今、計画しております。とりあえずは大型テレビをということで計画しておるんですが、ただ、タブレットの先進校といいましょうか、実は昨年度、ある大学の先生に来ていただきまして、教職員の希望者に講習会を2度ほど実施しております。これは夏季休業中でしたけれども、そういうようにして教職員についてはもうタブレットの研修を始めています。市としましては27年度に本格的にタブレット導入の仕方、活用の仕方、そういうのを研修しているところでございます。先進地のもちろん視察等も視野に入れております。

○5番（西中間義徳君） ぜひ、そういう方向で進めていただきたいというふうに思います。

以上で全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、濱田尚議員の発言を許します。

[10番濱田 尚君登壇]

○10番（濱田 尚君） まずは、言葉にはなりません、2月12日に発生いたしました交通事故で亡くなられた浜田葵君の御冥福をお祈りしますとともに、今なお、大けがを負い治療中であるお子さんの一刻でも早い回復を願っております。

それでは、通告に従い交通安全対策について質問いたします。小学生の保護者として、また、車両を扱う者として二度とこのような悲惨な事故を発生させてはならないという強い思いで行いたいと思っております。

さて、小学生の通学時における交通事故は、これまでも大きな驚きと衝撃を受けられたことと思っております。近年では、平成24年4月に京都府亀岡市で悲惨な事故が起きております。集団登校中の児童と保護者の列に軽自動車が入り込み3人が死亡し、7人が重軽傷を負ったというものであります。また、その4日後にも千葉県館山市で通学途中の小学生の列に車が突っ込み児童1人が死亡、さらに愛知県岡崎市でも2名が重傷を負うなど、同様の交通事故が同時期に連続して発生をいたしました。

このような事態を受けて、5月1日付で文部科学省から各地域の学校、警察、道路管理者等が連携共同して通学路の安全点検や安全確保を図ることについての依頼がされました。そしてその後、本市でもそれぞれの地域で通学路の危険箇所の一斉点検が実施され、さまざまな箇所が指摘されたところであります。

そこで、その結果を受けて、これまでの措置や対応、そして本来安全であるべき通学路において事故が起きたことの重大性から、今後事故を繰り返ささせてはならないための今後の対策について伺います。

以上で壇上からの質問といたします。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 濱田尚議員の御質問にお答えをいたします。

今回の事故を受けまして、先ほど来、いろいろ御

質問をいただいておりますが、平成24年に実施した通学路の合同点検後の対応等につきまして、具体的な面につきましては、教育長のほうに答弁をいたさせますので、よろしく願いをいたします。

○教育長（有村 孝君） ただいま濱田議員のお説のとおり、平成24年、全国的に通学中の保護者、子供の列に車が突っ込んだり、死亡事故が、本当に大きな重大事故が連続して起こりまして、そして、先ほどもありましたように、本市でも通学路の総合点検をしているところでございます。24年の8月に学校から上がってきました57カ所について関係機関が集まって合同点検を実施いたしております。

そして、翌9月27日には、関係機関が一堂に会しまして合同対策会議を開催しております。その後、歩道のカラーリングや路面表示、それからガードパイプの設置、ゾーン30の指定とか、あるいは交通取り締まりの強化、そしてまた、学校における安全指導の強化、それぞれ各機関が対応可能な対策を実践して検討を行っているところでございました。それ以降、随時、関係機関と連携を図りながら現在までに44カ所の危険箇所につきまして対策が完了し、残り13カ所において対策の完了に向けて関係機関と随時連絡をとりながら進めているところでございます。

○10番（濱田 尚君） 57カ所を抽出されて現在までに44カ所されたということでありまして。私もPTAといたしまして市来小のその合同点検に参加をした記憶がございます。その当時はさまざまな箇所があって、270号線のところは私たちはちょっと点検には回らなかったわけでありまして。やはりまだ13カ所が残っているということでありまして。

市来小の関係で言いますと、現場を見ますと、確かに信号の設置も重要でありますけれども、速度が50キロで南のほうから走ってくれば、50キロの規制で来まして、横断歩道の100メートル手前で、ここから40キロですよというような表示になっております。実際、法定速度の50キロでも1秒間に14メートル進むわけですね。それを考えたときに、果たしてあそこから40キロでいいのかと思いますね。

その当時、田崎スタンドのところの横断歩道のところは点検をしました。しかしながら、その横断歩

道を設置して歩行者がたまる場所の確保が難しいというようなこともございました。それででしたら、既存の横断歩道を活用しながらも速度の制限はすべきだと思います。日置市から来れば本当に下り坂で、必然、スピードは出ております。そういった中でそのまま侵入して行って、40キロここからですよというようなことで皆さんすぐ40キロに落とすかといえ、そうではないと思いますので、やはり速度の制限もせんないかん時期にあるのかなと思っております。

そして、大里の国道の件ですけれども、反射鏡の設置が25年にされております。歩道を気をつけてくださいというような意味で反射鏡というのが設置されたわけでありましてけれども、あそこを通るたびに、子供たちはいつの間にか広がって友達と楽しく通学しているわけですが、ちょっと間違えば歩道からおりてしまう。そして、小学生の高学年になればそういうことはもう余りないんですけれども、例えば幼稚園生もあそこを今、保護者さんと一緒に、現在、事故が起きてからはちょっとわかりませんが、それまでは保護者さんと一緒に通園しておりましたけれども、やはり幼稚園生は本当に危ないなという印象を受けます。それまでは大里川の堤防を通学路としておったわけでありましてけれども、防犯上いろいろ問題があるということで、人目のつく国道を選んだわけでありまして、果たして今の状態でどうなんだろうかなと思うところであります。

例えば、旭小校区の芹ヶ野地区も今、ガードレールを本当に丈夫なやつに整備をされております。そして、この近辺では伊集院の北小は、つつじヶ丘団地から通学をする子供たちもたくさんいらっしゃいます。その子供たちを守るためにガードレールといいますが防護柵といいますが、歩道に防護柵も設けてあります。そのようなことを考えれば、大里の3号線、広いところもありますけれども、狭くて危険だと指摘された大里郵便局の周辺とか、Aコープから下手中のあの周辺とかというのはやっぱり早目に対処をしていただきたいと思っております。

そういったことも保護者さんからも出たと思うんですけれども、その大里の国道に関してはどのよう

な話が出たのかお伺いたします。

○教育長（有村 孝君） 国道3号線のガードレールについてですけれども、その前に通学路をというのを少し御説明してみたいと思うんですが、通学路につきましては、校区内の道路事情を十分に考慮いたしまして、保護者と話し合いながら子供たちの安全を最優先に学校長が決定しております。そして、この決められた通学路に沿って登下校するということ建前になっておりまして、それで今実践しているわけですが、国道3号線の大里のガードレールの設置につきましては、歩道が狭いなどの理由からガードレールの設置は困難と判断されまして、平成24年の合同点検以降一部歩道縁石の上に先ほどありました反射鏡を設置するなどの対策などが行われました。

今後は、先ほどからありますように、3号線を含めて、個々の危険箇所について、今年度新たに立ち上げました市の通学路安全推進会議の中で対策を検討しながら、また地域の方々の意見も十二分に入れながら対策を検討してまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 設置が難しいということでもありますけれども、その難しい設置を何とかしなければならぬんだというような強い要望をしていたきたいと思います。そして、歩道においても、事例ですけれども、やはり子供たちがしっかりここを歩くんですよというカラーの歩道をしているところもあります。そういったところで、何が一番効果的なのか、もしガードレールができないのであれば、どういう措置をしていけばいいのかといった研究に早く取り組んでいていただければと思っております。

次に移りますけれども、まだ次の項目ではないですが、あそこの横断歩道で確かにこれまで3件の死亡事故があったのは確かです。それまでも本当に接触事故ではあったんだけど、けがはないというような事例もあったようであります。ですから、重大事故に至るには相当ないろいろな、ヒヤリ・ハットがたくさんあって、その一角が重大事故になるといったところで、学校でもそういったヒヤリ・ハットの事例をとにかく皆さんからどんどん出してもら

う。それを情報化して学校で共有する。そして、保護者さん、先生、みんながそういったところをするといったことも必要ではないかなと思っております。

このヒヤリ・ハット事例の収集なんかはこれまでには、まあ恐らくあったと思うんですけれども、どのような形だったでしょうか。

○学校教育課長（有馬勝広君） 交通安全指導の一環としての学校の取り組みでございますが、2月12日の大変痛ましい事故を受けまして、臨時の校長会をしまして、教育長から通学路の再点検の指示をいたしまして、各学校におきましては通学路の再点検、危険箇所等はないか、もう一度子供たちの安全指導についてはどうだったのか、今後進めるべき安全指導はどうあるべきかという対策を各学校長がリーダーシップをとりまして各学校の交通安全指導をしているところでございます。

今、ヒヤリ・ハットということでございましたけれども、今、学校では通学路の、その小学校区の地図をもとにしましてどこのポイントが立哨指導がなされているか、どこの交差点には信号機があり、交差点の中で信号機のない交差点はどこなのかということも極力学校のほうで再確認をしているところでございます。

学校にはこれまでも交通安全マップ、これは防犯マップも含めまして作成してございます。それはそれぞれの学校が4月にもう一度校区内を点検しまして、例えば防犯上の危険な箇所とか、あと交通事故でも、これまでに自転車の事故、あるいは接触事故とかが発生した場所というのを交通安全マップに記入しておりますので、学校ではそれをまた保護者にも配るなどしまして啓発をしているところでございます。

そういうことをまた広く、各校区も市内の中はいろいろ広うございますので、中学校区ともまた小中連携で情報共有したりすることも取り組みをしておりますが、今後やはり、さらに保護者、地域の方の御意見を含めたそういう危険箇所の集約といいましか情報化、そして情報の共有化というのをしていく必要があると思っております。

以上です。

○10番（濱田 尚君） 情報の共有化をしていただきたいと思います。

市来小からもこの事故後の取り組みについてといったことで保護者さんに説明があったわけでありませう。学校としたら信号機は四つの箇所に設置してもらいたいといった考えでございます。そういったところで、もうとにかく事故を起こしちゃならんという強い思いで学校も望んでおりますので、できることはとにかくやってやるというような意気込みで、二度と事故がないような体制をつくっていただきたいと思います。

次の項目に移ります。

2番目ですけれども、鹿児島県は3年連続で交通事故で死亡者が増えています。いちき串木野市でも平成25年度に129件の交通事故が発生いたしております。平成18年度の266件からすれば大分減ってはいるわけですが、このような事故を受けて、交通事故撲滅に向けての活動や取り組みというのを行政としてどのように進められていくのかお伺いをいたします。

○市長（田畑誠一君） 今朝からずっと皆さん真剣に御質問なさっておられるわけですが、とにかく今回の事故を受けて信号機の設置があつて、しとつたらなかったかもねという思いで、行政を預かる者として非常に責任を感じております。したがいまして、今言われましたとおり、この間道路診断でも申し上げましたが、とにかく1キロ足らずのあの道路で、30年ちょっとで3人亡くなっているわけですから、児童が。このことを大事にしてくださいよということをお訴えいたしましたので、皆さんとともにですね、一日も早く実現して下さると思いますし、要望し続けてまいりたいと思います。

ふだんの交通事故撲滅についての市の取り組みですけれども、春と秋、または年始に、関係者が一堂に会して旗の波活動などを行っておりますが、また、毎月1日及び20日には広報車による交通安全の啓発活動を行っております。市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校においても交通安全教室を実施しております。また、地域によっては、まちづくり協議会の皆様が自主的に、地域における交通安全上注意

が必要な箇所を確認をされて、必要に応じて自治公民館の方々が子供たちと一緒に横断歩道を渡るなど、交通安全指導の取り組みをしておいでのところもあります。

今後、交通安全上の危険箇所の情報収集及び市民への周知につきまして、どのような形で取り組むことがより効果的なのか検討してまいりたいと考えております。

○10番（濱田 尚君） 今、市長から答弁いただきました。

情報収集しながらどういった形で市民の皆さんに周知していくのかということで、先日3月2日の新聞に始良警察署の取り組みが新聞に載っております。それは、交通事故多発地帯が一目でわかるような大きなマップを始良警察署でつくって、それを見てもらって事故の減少につなげようとしているわけでありませう。そのマップを市役所や今後、加治木、蒲生の両支所にも掲示を検討しており、注意喚起を図るといったような取り組みがなされておるわけでありませう。

それと、ある自治体では、交通安全ハザードマップといったものを作成しまして、ホームページ等に掲載しながら、こんなところが危ないですよ、こんなところに危険が潜んでいますよというような注意喚起をするような取り組みもやっております。そのためにはやはり、市民の皆さんからいろいろな情報を集めることが必要でございまして、とにかく情報を集めようということで、市内の皆さんにヒヤリ・ハットしたマップの作成に関してのアンケート調査もされております。そのアンケートを出していただきながら危ない箇所の抽出を行っているようでありませう。

この始良警察署の取り組みもですけれども、それをまたホームページ等で掲載して注意喚起を促すといった意味で、こういった取り組みも必要ではないかなと思うわけでありませうけど、市長、どのようにお考えでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 今、始良市の例をお出しになられまして、いろいろな説明がありました。交通安全ハザードマップ、または同時にヒヤリ・ハット

といいますかね、体験箇所、そういった情報収集をして方針を打ち出す、安全対策を打ち出すということは極めて大事だと思っております。まだ今、現段階では本市の場合はこれまで取り組んでおりませんので、今、お話をしましたような先進地事例等を参考にしながら研究してまいりたいというふうに思っております。

○10番（濱田 尚君） ぜひ研究検討をして、実現できるようにしていただければと思っております。

それと、ゾーン30のことで聞きますけれども、ゾーン30が施行されてからもう2年ぐらいになりますかね。そのゾーン30の効果というのはどのような感じでしょうか、お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） ゾーン30は車の最高速度を時速30キロに規制することで歩行者の安全を守るためであります。照島地区で昨年9月から運用されております。ゾーン30では規制の標識と路面表示が設置をされて、通行する車両への交通安全についての啓発、そういった面で効果があるのではないかと思っております。

また、通学する子供たちも、ゾーン30のところに差し加かって、交通安全に対する意識を高めてくれるんじゃないかと、そんな効果があると期待をしております。

○10番（濱田 尚君） 確かにゾーン30内、私も運転をしまして、以前よりマナーがよくなっていると思います。車の運転をする皆さんがこれだけマナーがよくなるのはどうしてかなと自分なりに考えますけれども、やはり入り口、入り口に、ゾーン30ですよ、ゾーン30ですよ、ここからはゾーン30のところですよと、たくさん表示がありますよね。あの表示があることで、安全運転をとにかくしてくださいというのを何度も何度も訴えかけられているようなものだと思っております。そういった意味で、各学校の通学路の周辺に、通学路ですよといった表示なんかもっとあってもいいのかなと思っております。

串木野小学校の周辺を例に挙げますと、通学路の表示はあるんですけれども、もう本当、消えかかっている状況です。そして、そういったところで横断

歩道も県道ですけれども、消えかかっております。今度要望が出ているのは、浜ヶ城の下にも横断歩道の設置の要望が上がってきておりますけれども、その手前のところの横断歩道の白線も消えかかっていると。そして、標識が街路樹と重なってなかなか見えにくい場所等もございますので、そういったところも、先ほどの学校だけの一斉点検じゃなくて、全市で一斉点検を行って、より安全な、安心して過ごせる、交通事故ゼロになるような取り組みをしていただきたいと思っております。

270号線の関連で言いますと、先ほど市来港線ができたことで、小学校は通らずに迂回して来られるんですけれども、地元の人からは国民宿舎の前が非常に危ないということで私も要望を受けております。課長のところにも、以前は茶色のラインを引いて注意喚起をしておったわけでありましてけれども、以前そこでも死亡事故もございましたので、そういった箇所の点検、そしてもうせんないかんとところは早目に処置をしていただきたいと思います。

そしてやはり保育所や幼稚園の周辺、基本的にはお迎えで来るわけでありましてけれども、お迎えと一緒にいった子供さんたちが集まるわけですよ、照島にしても市来の保育所にしても。その周辺が事故が起こしやすいような場所でもありますので、そういったところも十分見てもらいながら、危ないところは注意喚起の何か措置をしていただければと思っております。

そして、最近この交通事故関係で言えば、高齢者が被害者になる事故も増えております。そしてまた逆に、高齢者が加害者となる事故も増えております。私どもも、トラックの関係でも、高速道路で逆走してきたときにどう措置するかといったような勉強もしておるわけでありましてけれども、現実として高齢化社会の中で、ちょっとルールを逸脱してしまうような事例もあります。この高齢者が被害に遭わない、そして加害者にならないために高齢者の交通安全対策は、どのような対策が行われているのかお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 全ては交通安全事故を起こさない、悲惨な事故を起こさないための備えであり

ます。今、先ほどから力説しておられますとおりゾーン30があると、そこに入ったら気をつけようと、啓発されたという思いになるというお話をされましたが、やっぱりこのゾーン30の効果というのも、さっき申し上げたとおり道路を走っている皆さん、とりわけ学童の皆さん方も、そのゾーン30に入ることによって、ここは危ないんだという意識を持ってくれるであろうし、ドライバーの皆さんが何よりも、ここは学童が多いんだという気持ちになる、そのことが大きな抑止力になって事故の未然な防止の方向へ向かうというふうになっております。

加えて、今、高齢者の交通安全啓発についてのお話をなさいましたが、自治公民館や高齢者クラブの皆さんに対しまして警察署の方々と連携して交通安全教室の出前講座とか、あるいは鹿児島県警察本部のさわやか号による交通安全教育を実施しております。去る2月5日には次年度の開催に関する案内文書を全自治公民館長さんに送付したところであります。

なお、公民館、高齢者クラブ等への交通安全教室、出前講座ですけど、昨年度は3回しております。本年度は2月末までに12回開催しております。前年度に比べ交通安全に対する意識の向上が図られたのではないかと考えております。今後も、公民館、高齢者クラブ等での交通安全教室の開催につきまして広報に努めますとともに教育委員会で開催している高齢大学での実施も検討してまいりたいというふうに考えております。

○10番（濱田 尚君） そういった地道な活動の積み重ねが事故ゼロを目指すところだと思っておりますので、積極的にしていただきたいと思っております。

先ほどのちょっと補足ですが、交通安全のハザードマップの関係ですが、やはりそういった取り組みをしたものを市内の各事業所さんにも、かなり通勤されている人たちもいらっしゃると思います。なかなか本市での本当に危ない場所がどこなのかというのが余りわからないわけですね、会社に来てしまえば。ですから、社員の一番最初の教育のところでもありますし、年に1回はこういったところが危ない場所ですよといった社員教育もしていただき

たいと思います。そういったことは大事なことでありますので、ぜひ、していただければと思っております。それは何かできそうですね、市長。

○市長（田畑誠一君） 先ほど来お述べになっておりますとおり、この交通安全の防止のためには、もう本当に情報収集、ハード面の整備はもちろんでありますけれども、ソフト面の指導もですが、そういった全てを含めた情報収集が極めて大事だと思っております。そういった面でハザードマップ、あるいはヒヤリ・ハットという地点などをちゃんと情報収集せよというお話であります。おっしゃいますとおり、情報収集したその情報を多くの方に周知して初めて効果があらわれる。周知の方法についてやはり今後も気配りしていきたいというふうに思います。

○10番（濱田 尚君） 交通安全の施策を展開する上では、市民の皆さんもですが、私は職員の皆さんの協力も不可欠だと思っております。住民の皆さん以上に気をつけていただきたいと思っておりますし、私は模範となっていただきたいと思っております。職員の皆さんの交通安全の意識が高まるのが大事であります。職員のこの規定や交通違反なんかの報告義務といったのは、どのような形で機能されているかお伺いいたします。

○総務課長（中屋謙治君） 職員の交通安全の関係ですが、法令違反がないようにということで機会を捉えて周知を図っておるところです。これについて、もし違反があったときには報告をするようにという、このような規定は設けておるところでございます。終わります。

○10番（濱田 尚君） 100%されているかどうか、そこはもう問いませんけれども、これからは100%報告をすべきだと思います。というのは、やはり報告して、こういうことがあったらいかん、二度と交通違反を犯してはいかんというような強い戒めにもなると思います。そういったことが庁内全部に広がって行って、みんなが交通安全を指導する立場になればいいかなと思っております。ぜひ、ほかのところでは職員の交通安全推進委員会の設置なんかもされている市もあります。やはり職員の皆さんが一丸となって取り組むというのが大事なことであります。

この項最後になりますけれども、二度と悲しい、痛ましい交通事故を起こさないためにもできることは何でもやるという姿勢で、市長、教育長、取り組んでいただければと思います。この項を終わります。

続きまして、街路樹及び公共施設等の樹木の管理についてであります。

街路樹の役割といたしまして、道路からの粉じんや騒音を抑える、そして安全通行を助け、交通事故の被害を軽減する、火災の際延焼を防ぐ、都市の気温を調整する、まち並みに統一感を持たせる、潤いや安らぎを与える、そういった役割を持って植樹されてきているのであります。

特に高度経済成長期における道路整備とともに、多くの街路樹が植栽されてきました。近年では街路樹を積極的に植栽はされてはおりませんけれども、しかしながら30年、40年と年月が経ち、樹木も大きく成長してきています。根上がりや越境、落葉などさまざまな課題も存在するわけでありまして、定期的な管理や必要性について検討すべきではないか伺います。

○市長（田畑誠一君） 街路樹についてであります。市街地の幹線道路30路線に約1,200本の高木があります。管理につきましては、道路街路樹管理業務委託の造園業者と市の直管作業班で年次ごとに剪定、害虫駆除、除草などを行っております。また、街路樹の根等による歩道の傷みにつきましては、その都度、維持修繕で対応をしているところであります。ついせんだって市役所前の街路樹の選定と歩道の傷みの補修を実施したところ です。

市街地の街路樹は先ほどお述べになられましたとおり昭和50年代までに植樹され、樹齢30年以上が経っていることから、今後はやはり、木の種類、樹齢、植樹場所などを含めて管理の方法も研究すべきだと考えております。

○10番（瀧田 尚君） 市道に1,200本ということでありまして、まず、国道、串木野の大原の南北に街路樹があるわけですが、今、大分切り落とされて、その街路樹が余りにもちょっと大きくなり過ぎて、景観としてもどんなだろうかなと思うところでもあります。年2回国交省は手入れをさ

れておるわけでありまして、中心市街地のところの街路樹を今後国はどのように考えているのか、そこはお伺いしてよろしいですか。

○土木課長（平石英明君） 国道3号の樹木管理につきましては、国土交通省鹿児島国道事務所の所管に問い合わせましたところ、年1回の選定等を実施し、樹木の種類によっては3年に1回実施しているところであるとお聞きしております。今後もこの管理で続けていきたいということでございました。

○10番（瀧田 尚君） 年1回、まちの顔となるべき国道3号線がたった1回の管理でいいのかと私は思います。やはりまちの顔となるべきところは整然ときれいにするのが一番でございます。

例えば、私が住んでいるところの3号線のバイパスにしても、機能はしていませんけれども、中央分離帯があります。ソテツ、1回も手入れはされておらずにそのままの状態でございます。そのままの状態をずっと見るのはこっちもつらくて、何か切っただけかなとボランティアをしたい気持ちもあるけれども、余りにも繁茂し過ぎてどうしようもない状態です。

地域の人たちからは、あの中央分離帯はなくてもいいんだけどというような声があるのも事実です。本当、ああいう状態が続けるのであれば、何か地域として、もうあれだけになれば管理は難しいわけがあります。本当に中央分離帯が必要なんだろうかなというような地域の声もありますので、考えていただけたらなと思っております。

その管理が1回なんですけれども、あそこをその植樹も低木にしなから、一番景観を損なっているのは電柱です。私は、電線の地中化をしていただきたいと思います。この辺では薩摩川内市がされました。そして今、御陵下の区間を無電柱化しております。そして、熊本に行きますと昨年度で水俣市が完了しました。その前、山鹿も完了しました。

電線の地中化でまち並みは一変します。それにただ整然と地中化するばかりではなくて、やっぱりその地区地区で特色あるまち並みをつくっていかねばならないと思いますので、そういった街路樹の研究もしながら、地方創生と言われるのであれば、

そういったこともどんどん声を上げていって、まずまちの顔は国道3号線なんですよと、それでそこが本当にきれいなまち並みを創出すれば住む人も、今後住みたいという人もたくさん出てくると思いますので、電線の地中化というのも研究というか検討して実現できるようにしていただければと思います。

答弁をお願いします。

○市長（田畑誠一君） この電柱の地中化、無電柱化ですね、これは国土交通省が示したガイドラインによってそれぞれの町が実施をしていると思いますが、確かに今おっしゃいますように美しいまち並みの形成という点では非常に魅力的だと思います。ただ、かなり多額の事業費を要すると思いますので、本市としましては現在のところでは計画はまだない状況ではありますが、やっぱり将来のまち並みの形成の課題だと思っております。

○10番（濱田 尚君） ぜひ、声を上げていただきたいと思います。声を上げなければ実現は難しいと思いますので、強い要望をしていただければと思っております。

さて、県道、市道になりますけれども、市道にも1,200本の高木があるといったことで、今後検討していくと、30年を超えたものもあるということで、確かに大原から新生町に行く道沿いもかなり繁茂している状況であります。それを一遍に切るということではなくて、やはり更新するなり、何か低木にというようなことを言われましたけれども、ぜひ計画的にしていっていただければと思っております。

そして、先ほど必要性という言葉を出しましたが、先ほどの国道の中央分離帯のところでも、もう枯れていて、本当にここに街路樹が必要なんでしょうかといったところも見受けられます。スポーツ公園に上がる場所であったり、もう我が近所のところの3号線から3号線バイパスの間とかというのはもうほとんど街路樹が育たずにそのような状況でございますので、そういったところでも地域の人の御意見を伺いながら、果たしてその街路樹が必要なのか、それとももう、高齢化社会の中でシニアカーというんですか、電動カーで移動される方もいらっしゃると思いますよね。そうしたら割と歩道も広くとっ

ておかなければならないといった事情もありますので。そういったところも、1回ちゃんと検討するべきでありますし、地域のひとまた御意見を交わしていただければと思っております。

必要だったから植えたんですけども、そういった危惧がされるような箇所を認識されていますか、お伺いいたします。土木課長のほうがよろしいですか。

○土木課長（平石英明君） 今おっしゃいましたように、市街地に植えてある街路樹と市街地でない山間部等にも街路樹を植えてございます。そういったバランスを見て、自然の中の木のあり方というか、街路樹のあり方をもう一回検討してそこら辺は、自然にあったのがいいのか、それとも自然の木のほうがいいのか、そこら辺をもう一回検討してまいりたいと思います。

○10番（濱田 尚君） ぜひ検討していただきたいと思います。街路樹は歩道に立っておりまして、歩道がやはり狭くなる、そしてその落葉によって滑るといったようなことも考えられますので、その辺を本当もう目を凝らして、本当に必要かどうかといったことを研究していただきたいと思っております。

そして、この街路樹の中に、私がちょっとひやつとすることもするのはワシントニアパームです。本当に南国情緒漂うすばらしい高い木であります。市来支所の周辺に85本、体育センター周辺に12本、この市役所周辺に18本、そして羽島のコミュニティに8本ぐらいありますかね。

これは街路樹とはまた違いますけど、後ろと関連しますが、宮崎の青島に行くところは、このワシントニアパームというんですけども、その中でもオキナヤシモドキらしいですが、これが植栽されているわけですけども、事故が発生するらしいです。それを受けて検討をしようといったところで国交省で動いているらしいです。

そして、私は宮崎だけなのかなと思っていたら、産業道路でも、ヤシに落下防止ベルトがしてあるんですね。年に1回落ちるんですけども、落ちて車への被害とか、まあ人への被害というのはないわけですけども。ここの市来支所の周辺のところでも

やっぱりえびす市場の人がよく行き交うところ、そして道路にすぐ近いところなんかは、そういう落下防止ベルトというんですか、そういうのも検討もしていいかなと思っております。道路以外の落ちて支障のないところはどこもつけてはいませんけれども、やはり植えたときはそんなに高くなかったけど、年々年々高くなってきて、20メートルのやつが30メートルになれば管理費が相当上がってくるわけです。宮崎のほうも今後その管理にどうしたものだろうかといったようなこともあります。それを切って今まで培った30年間のものにかわる何かをといても、なかなか難しいわけでありましてけれども。やはり十分注意をしながら落下防止ベルトの導入の検討なんかも考えていったらいいのかなと思いますけど、御答弁をお願いいたします。

○副市長（石田信一君） 街路樹関係につきましては、先ほど市長が答弁しましたけれども、かなりの年数が経過して、特に今お説のワシントニアパームにつきましては高木という形で危険度を増しておるという状況でございますが、その中でお説にありました落下防止のベルト、こういったものもある意味では有効じゃなかろうかと思っております。そういった中で、かねてから点検をしながら、今後また研究させていただきたいと思っております。

○10番（濱田 尚君） 十分点検をしていただければと思います。

そして次の項目に移ります。

関連ですけど、その公共施設や学校などの樹木の管理は十分かということでもありますけれども、学校でもたくさんの樹木がありまして、なかなか切れない、何か記念樹で植えたんだというようなことで、それがはっきりしておけばいいんですけれども、わからんままに放置せざるを得ないといったことも聞いております。

実際、学校関係でこの樹木が落ちたりしたら本当に大変なことになります。昨年度ですか、広島県の三島市でも公共施設のポプラが根本から折れて女性2人が死傷したり、川崎市でもケヤキの枝が落下して園児が重傷を負っております。そういった形で、樹木の高齢化といいますか、本当にもう限界にきて

いるところもありますので、十分気をつけていただきたいと思っております。

学校に関して、そういった手に負えないような木の存在というのはお伺いはされておられませんか、お伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 公共施設の樹木の管理につきまして、今、学校での例をお出しになっておられますが、この管理につきましては直営や指定管理者でそれぞれ管理をしておるわけでありまして、危険性のある高木等については枝落としなどの剪定作業を毎年定期的に行っております。

今、言われましたとおり、各小中学校の樹木の管理については、学校からの要望に応じて対応しているんですが、中には今言われたように学校のシンボリックな樹木とか、それから記念樹であったりして地域住民や卒業生の方々の強い思い入れがあることから、なかなか簡単に切れない状況もあると学校から聞いております。しかしながら、子供たちの学校生活上危険な状態である場合は、PTAや関係者の了解のもとに伐採等を行っております。

今後も倒木のおそれや他施設等への危害を及ぼすおそれのある樹木については、これはやはり関係者と協議して対応してまいりたいと思っております。

○10番（濱田 尚君） できるだけ早い対処をしていただきたいと思っております。我々PTAでもできる限りのことはするんですけども、本当に手に負えないような樹木もたくさんあって、これが落ちてしまえば、けがをするぞというようなところもあります。そういったところは、どンドン市のほうでも、切るところは切って。まずは安全に作業するというのが一番でございますので、PTAの人たちが奉仕作業でけがをするようなことがあってはなりませんから、学校からも遠慮せず、どしどし出していただければと思っております。

そして、公園に関してですけれども、例えば公園の植栽も古くなってきて、照島東公園ですか、あそこも大分高く木が繁茂いたしております。周辺の方も落ち葉で本当に大変だというようなこともお伺いをいたしております。確かに緑は心を潤す大事な部分でございます。しかしながら、住民の皆さん

に迷惑をかけてまでもというのはいかがなところと
思っています。そして、大原の公園にいたしま
しても、大分もうアコウが大きくなって側溝の中
に入り込んで、もう側溝が機能していない状況でござ
います。

照島東公園や大原の公園に関してはどのようにお
考えでしょうか。

○土木課長（平石英明君） 公園の維持管理につ
きましては、平成19年度から指定管理者制度を導入
いたしまして管理に努めているところでございます。
毎月の定期点検業務の中に、高木も含めて枝の剪定
ですね、折れた枝、枯れた枝等の剪定、それから樹
木の健康状態等も管理をしているところであります。

今、おっしゃいましたように、木が大きくなって
きたと。それで市民の皆さんからも剪定等をしてほ
しいという要望等もございましたときは、指定管理
者とともに現場を確認いたしまして、対応してい
るところでございます。現在のところ、大がかりな伐
採等は考えていないところでございます。

○10番（濱田 尚君） とにかく、こういうよ
うな状況でございますので、何かしら今後、計画的
に整備をしていただきたいと思っております。

市長も、この緑に関しては強い思いを持ってお
られると思っております。であれば、本市でも緑の
基本計画といったものを策定しながら、公園であ
ったり街路樹であったり、緑を使う部分の計画的
な整備といいますか、そういった整備方針というの
をつくるべきだと思います。全国的にも、緑の基
本計画を策定されているところはたくさんござい
まして、たくさんいますか鹿児島県には五つぐら
いだと聞いていますけれども。

やはり残さないといけない木もあるんですよ。
例えば、羽島に行けば萬造寺さんのところのア
コウなんか本当に美しいですよ。で、民間の木
であっても保存樹としてみんなで大事にしまし
ようといった、そういったところの取り組みを
しているところもございます。しかしながら、
どうも生活に支障があるようなところは切
るなり、措置するなりしているところもござ
います。

この緑の基本計画にのっかっていけば整備もし

やすいですし、きれいな町並みも計画的につ
くれると思いますので、市長、何か策定し
ても私はいいかと思います。市長の御意見
をお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 街路樹を例に
挙げられて、木の効用、緑の効用という
ことを先ほどお述べになりました。緑は
言うまでもなく申されましたよ
うな効用があり、人々に優しさと潤
いを与える。そしてまた、我々人間
社会の中で空気の醸成といいますか、
清浄といいますか、そういう住み
やすい環境を与えてくれているわけ
です。

よく言われますけど、ヨーロッパの
町々というのは非常にきれいですよ
ね。きれいな大きな一つに挙げら
れるのは、私もあちこち行っており
ますが、緑に囲まれてまちがあるん
ですよ。木がいっぱいで、緑があ
るんですが、中に入ったら博物館
があるんですよ。えっというよ
うな。緑に囲まれて、緑を中心
にしてまちを形成しているところ
に奥ゆかしさですか、人々の心
をいやす、住みやすいまちを醸
し出してくれると思っております。
だから、ことほどさように、我々
は切ってまちをつくらうというの
をしがちですけれども、ヨーロッ
パの先進諸国のああい
う未来を見据えた広い思いとい
うのは、我々も見習うべきだと思
っております。

ただ、そういった意味で、先ほど
述べられておりますように、余り
大きくなり過ぎて倒木のおそれ
があるとか、道路をでこぼこに
するとか、それはまた考えな
きゃいけません。そういったこ
とで、例えば鹿児島市あたり
でも余り大きくなり過ぎて、植
えかえている中途からも今、聞
いておりますけれども。

いずれにしても、緑が織りなす
効能というのは、人間社会に非
常にいい影響を与えてくれます。
そういった意味で、今、緑の基
本条例ということもお話しな
さいましたが、そういったこと
等も踏まえながら、学んでい
きたいというふうに思っており
ます。

○10番（濱田 尚君） ぜひ緑の
基本計画の策定することも視野
に入れながら、安心・安全の
まちづくりに寄与していただ
きたいと思っております。

最後になりますけれども、訪
れたまちの印象というのは、先
ほどのヨーロッパの事例もあ
りますが、やはりその緑をきれ
いにできるシステムができてい

ると思いますので、やはりそのシステムというのはその基本計画にのっと思っております。

きれいなまちで、住んでみたいと言われるようなまちにしていっていただきたいと思います。そういったことを強く要請して、全ての質問を終わります。

○議長（下迫田良信君） 次に、東育代議員の発言を許します。

[9番東 育代君登壇]

○9番（東 育代君） 皆様こんにちは。私は、さきに通告しました2件のことについて質問をし、市長のお考えをお聞きいたします。

今、市内16地区においては、地区まちづくり協議会が設置され、取り組みの早い地区においては地区まちづくり計画に基づく事業が始まっているところもあります。共生・協働のまちづくりの説明資料によりますと、いちき串木野市は市民と行政のパートナーシップによる共生・協働のまちづくりを基本方針に掲げ、まちづくりの進め方を行政主導から市民と行政の適切な役割分担へ転換し、市民が主役のまちづくりを進めていますとあります。

その中で、共生・協働のまちづくりとは、地区内の自治公民館や婦人会、婦人部、高齢者クラブ、子ども会、消防団などの各種団体、企業なども構成員となり、地区のまちづくりの中心的な役割を担いますとあります。自治公民館や婦人会、婦人部、各種団体などがそれぞれの独自の活動をしながらまちづくり協議会で力を合わせて地域づくりに取り組みます。さらに、地区の重要な問題等を話し合う地区を代表する機関として位置づけていきますと、設置目的が明記してあります。それぞれに地域の特性を活かした共生・協働のまちづくりの取り組みが進められているものと思われま。

行政は、まちづくり協議会を中心とした地区活動の活性化と効率的運営を図るため人的、財政的な支援をしていきますと、行政の役割を明記されております。協議会設置補助、運営補助、非常勤職員設置補助をはじめ、まちづくり計画策定補助や見直し補助、ソフト事業、ハード事業などと多くの補助金制度を設けて財政的な支援が行われております。

そこで、まず初めに、共生・協働のまちづくり推

進事業についてお伺いいたします。

まちづくりを推進するに当たって、さまざまな補助金や交付金等の支援金制度があります。その中で平成26年度から、新規事業であります、地域の敬老祝金交付金について伺います。

平成26年度から、75歳以上の全ての高齢者に対して500円の敬老祝金としての交付がありますが、この交付金が支給されるに至った経緯と、制度の趣旨をお示しいただきたいと思ひます。

以上で壇上からの質問を終わります。

[市長田畑誠一君登壇]

○市長（田畑誠一君） 東育代議員の御質問にお答えをいたします。

地域の敬老祝金交付金事業は、地区や自治公民館単位で開催される各種敬老行事などに補助することにより、高齢者を敬う気持ちや地域で見守る意識の醸成、及び敬老行事等の活性化を目的として今年度から交付をいたしてしております。具体的には、地域での敬老行事などにおける経費の一助としていただくことを原則としております。

なお、補助金の算出につきましては、当初予算作成時の住民基本台帳上の75歳以上の人数としており、事業実施時の人数とは差異があっても補填するものではありません。あくまでも敬老行事等の事業に対する補助としておるところであります。

○9番（東 育代君） ただいま御答弁いただきました。敬老行事等の活性化、経費の一部、一助とすることということで答弁いただいたんですが、この交付金制度は今後も継続されていかれるものなのか伺います。

○市長（田畑誠一君） 今朝ほどの御質問の中にもありましたけど、戦後70年、豊かな社会を築いていただきました。今の高齢者の皆さんのおかげだと思ひます。したがって、祝金のこの事業であります、平成26年始めたばかりでもありますけれども、何よりも先ほど申し上げましたとおり、こういういい社会をつくってくださった高齢者を敬う気持ち、そしてまた、地域で見守る意識の醸成、あわせてまた、この敬老行事等を通して地域の活性化が図られたらという思いでありますので、今後も当分、継

続してまいりたいと思いますが、この継続に当たっては何といたしても市まち連の皆さんや自治公民館長さん、あるいは婦人会、婦人部の皆さん方の御意見を賜りながら趣旨を十分説明して、これからも進めていきたいというふうに思っております。

○9番（東 育代君） 趣旨の説明をいただきましたが、理解しているところでございますが、地域においては一人ひとりに500円の現金支給をされているところもあります。未加入者の分は自治公民館の雑収入で処理されているやに聞いております。私は、地区や自治公民館の活性化に対する交付金とあれば、自治公民館の敬老祝いに関する事業等の運営に使われることは当然だと思っております。しかし、公民館加入者のみ現金が支給されるとなれば、未加入者の方から見たときに不公平感は生じないのでしょうか。なぜならば、未加入者の分も含む75歳以上の全ての高齢者が対象で、今回の敬老祝金については交付金としての支給がなされているのですから物議を醸してもおかしくはないのではないかと思われます。

自治公民館への加入、未加入の区別がわからないので、あくまでも算出基準としては75歳以上の全ての高齢者に敬老祝金としての交付金の支給をしております、使い方については自由ですと説明を受けました。地区や自治公民館の活性化に役立ててほしいとの説明ですが、支払い方法について、現金の支給はまちづくりの活性化につながるとお考えでしょうか。いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 地域での敬老行事等に敬老者を敬うという思いで、その経費の一部に充てていただきたいというのが、あくまでも原則であります。個人へ交付するものではなく、地区や自治公民館での活動の支援を目的としているわけであります。ただ、今年度は初年度で初めてということもあり、敬老行事や食事会をすることで、あるいは弁当を配付するところ、商品券やお祝い金を配付するところと、それぞれあったようであります。今後は、本来の趣旨であります地域での高齢者を敬い、お祝いする活動などの経費に充てていただけるように説明をしてまいりたいと思います。

なお、算出の人数には自治公民館未加入者の方ももちろん入っておるわけでありますから、自治公民館におかれましても、このような行事等をまた公民館加入の機会の一つとしてでも捉えていただいたらありがたいと願っているところであります。

○9番（東 育代君） 私は、やはり新しい制度の導入で特にお金が絡んでくるときはもう少し親切丁寧に制度の説明をすべきであったと思ってお聞きしたところでございます。行政の新しい制度についての説明があるとき、聞いていても受け取り方はいろいろあるんだと改めて思いました。大切な血税にもかかわらず、使い方自由ではいかなもののでしょうか。まちづくり協議会、自治公民館等の活性化が目的であれば、ほかに方法はなかったのでしょうか。地域の元気高齢者支援活性化を願ってと市の配慮、財政支援であったとするならば、高齢化率を勘案した公民館運営補助金の見直しでもよかったのではないかなと思わずにはいられませんでした。

地域の敬老祝金交付金については、もう少し市民にわかりやすいように、また、混乱の生じないような説明の必要かあったのではないかと思っております。今後、そのような新しい制度のときにはもう少し市民が納得できるような制度の説明を願っているところでございます。

次の行政嘱託員制度についてお伺いいたします。

住民のまちづくりへの積極的な参加と住民満足度を高めるため、行政が持っている財源のうちに、市民に身近な業務やまちづくり協議会で行ったほうが効率的な業務を地域で行うことにより財源を移譲し、まちづくり協議会への財源確保を図るとともに、まちづくり協議会活動の活性化を促進するとする趣旨の説明がありました。今回の見直しは、行政嘱託員業務のうちに広報紙などの配布業務については地域でできる業務、メニューとしてまちづくり協議会へ移譲するものようです。

業務委託料については、委託料の範囲内でまちづくり協議会、自治公民館、班長さんや配布する人の手当に活用する、そのほか業務に当たっての条件、配布の仕方、保険についてはそれぞれに対応していただくというのですが、市内16地区のうち8地区

だけが受諾されたとお聞きしております。半数の地区では今年度は受託されなかったようです。

そこで伺いますが、超少子高齢化社会の中でそれぞれの地区で抱える問題は多岐にわたっております。今回の行政嘱託員業務の見直しについて、受託された地区、受託されなかった地区の割合が半々となっております。このような現象について市としてどのように認識なさっておられるのかお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） 行政嘱託員業務のうち、個人を特定しない広報紙等の配布業務をまちづくり協議会へ委託することについては、地域への権限・財源移譲及び地域コミュニティの推進の観点からであります。来年度からは広報紙配布を受託していただく地区は、生福、大原、本浦、旭、羽島、川南、湊町、川上の8地区であります。来年度受託しない地区は、今年度配布体制が整わなかったことなどもあり、今後、説明などを行いながら28年度以降受託していただけるようお願いをしまいたいと考えております。

なお、個人宛て文書は、従来どおり行政嘱託員を募集しましたが、応募がなかった地区につきましては当面郵送することとしております。

○9番（東 育代君） 御答弁はいただいたんですが、受託された地区、受託されなかった地区の割合が半々となっております。このような現象について市としてはどのようにお考えでしょうかということで質問をいたしました。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） この受託に当たっては地区に説明をしまりました。その中でやはり先ほど市長が答弁いたしましたように、まだ配布体制といいますか、それがなかなか十分整い切れないと、その段階ですすね、という御意見もありまして、今、委託したところは8地区になったわけです。

地域でもう少し論議したいというところもありました。来年度以降、つまり28年度については配布できるかもしれないが、しばらくちょっと地域で十分検討させてくれという御意見もありました。そういう意味で、少し検討時間といいますか、そういう部分もちょっと時間的にももう少し余裕がほしいとい

う意見もあったのかなというふうに捉えているところでもあります。もう少し説明する期間といいますか、その辺を十分とってほしいと、そういうふうに捉えているところでもあります。

○9番（東 育代君） やはり半分ぐらいのところが受託したと、半々ということについてはきちんと説明という部分で少し説明不足があったのかな、説明責任があるのかなというふうに考えているところでございます。広報紙など配布業務については、地域でできる業務メニューとありますが、地域では高齢化が進み班長さんもようやく引き受けてもらえるような自治公民館もあります。

昨日から南日本新聞で「ほころぶ絆」というシリーズが載っております。地域コミュニティの今ということで記事がありますが、消滅集落、限界集落というので紹介があります。

業務に当たっての条件、未加入者を含む全戸配布、配布の仕方なども行政嘱託員さんと同じような条件を言われると、高齢の班長さんでは厳しい、できないという声があるのも事実です。受託したものの、配布業務については行政のマニュアルどおりにはいかないようです。結果、行政嘱託員さんがいるので、行政嘱託員さんをお願いをせざるを得ないのが実情のようです。

業務の見直しを行ったにもかかわらず行政嘱託員さんをお願いせざるを得ないような現象が生じていることについて、どのように認識されていらっしゃるのでしょうか、市としてのお考えをお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 地区で行政嘱託職員へ再委託をする地区もあるようですけれども、広報紙の配布方法については地区それぞれで協議をさせていただきますという手法で一任をしております。例えば、自治公民館の班組織での配布や、自治公民館の主事さんなど特定の方に配布していただくなど、その地域に合った方法で配布していただくこととしております。まちづくり協議会内で十分議論をしていただくことが大切だと考えております。

○9番（東 育代君） 地域に一任している、地域に合った方法でということ、まちづくり協議さんのほうに説明があったというのはお聞きしておりま

す。ただ、まちづくり協議会を介して広報紙等配布業務を行う行政嘱託員さんと、まちづくり協議会が介入しない行政嘱託員さんとは、同じ業務を担うにもかかわらず委託料に差が生じてきますが、このようなことについてどのような認識でしょうか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 冒頭、市長が申しましたように、この地域への受託というのは、まず基本的には地域への財源移譲という大きな項目があります。ですので、これは個人に全てをやってしまったら地域の財源移譲にはならないという考え方ですね。ですので、まず地域が受ける。ですので、地域への財源移譲の手法の一つですよという、これが大前提があります。配る手法は、それぞれの地域の実情に応じていろいろあると思いますが、地域の皆さんが少しずつ力を出し合う、つまり班長なり特定の人なりでもそうなんです、出し合うことで地域のコミュニティももちろんつながりをよくしてもらいたいというのがありますけれども、そういう地域への財源移譲ということ考えたときに、少しずつ周りの地域の方々が力を出し合うことで、結果、個人から全部行政嘱託員さんをお願いする、100%お金を全部渡すという考え方ではなくて、あくまでも地域としてこの財源をどう活かすかという観点でお願いしているつもりでありますので、そういうところをまた今後十分趣旨を説明していきたいというふうに考えております。

○9番（東 育代君） 地域の財源移譲という、大前提ということで説明を受けておりますが、繰り返しになりますけれども、高齢の班長さんを抱えるような自治公民館では本当にできない、厳しいという声があるのも事実なんです。受託したものの、配布業務については行政のマニュアルどおりにいかないというのが現実のようでございます。結果、もう頼めないのであれば、地域の中に行政嘱託員さんというのがいらっしゃるの、その方にまたお願いをすると。だから、先ほども言いましたけれども、まちづくり協議会を介して広報紙等の配布業務を担う行政嘱託員さんと、まちづくり協議会が介入しない行政嘱託員さんとは同じような業務を担うにもかかわらず委託料に差が生じてくるんですね。このよ

うな現象が出てきているわけなんです。

制度を見直しする際の説明不足から今回のような、受託したものの行政嘱託員さんをお願いしなければならないような変則的な現象が出てきたものと思われれます。市民の理解が得られるように努めていただきたいと思っておりますが、再度お聞きします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 地域において、おっしゃるとおり、班長さんが高齢化して班機能といいますか、それがうまく回らないということも、実際説明する中ではお聞きしております。地域で実際、高齢者を特に見守る方々、そういう方々の活用もありますよねと。例で言えば主事さんたちもそうなんですけれども、民生委員さんもそうですし、実際、民生委員さんでなさっていらっしゃる方もいらっしゃいます。この前も言いましたが、ともしびさんとか、そういう地域を見守る方、そういう方々が広報紙を配りながら、声かけをしながら見守るという方法も一つの手法じゃないかと。

ですので、班組織がうまくいくところはそれによし、そういつてなかなかうまくいかないところはそういう地域を回る方々が声かけともしびながら配布していただくということも地域で考えられませんかということは、これまでも言っておりますが、今後もそういう班組織に捉われず、何か地域で見守る体制も含めながら、こういう広報、そして地域にも財源が幾らか残る手法、そういうことを地域でまたよく考えていただければというふうに今後説明してまいりたいというふうに思います。

○9番（東 育代君） 本当に制度が移行するときにはなかなか理解というのが難しいようでございます。先ほどから繰り返しになりますけれども、本当に財源移譲という大前提であっても地域の事情によっては、また行政嘱託員さんにもお願いせんとらんような地域があるということも事実ですので、このように変則的な現象が出てきているというのが現状です。市民の理解が得られるように努めていただきたいと思っております。

さて、行政嘱託員業務のうちにまちづくり協議会に移譲しない業務というのがありますが、この行政嘱託員制度は今後どのようになっていくのでしょうか

か。制度について市の考えをお聞きしたいと思いません。

○市長（田畑誠一君） 行政嘱託員制度についてありますが、今後、地区の受託状況や行政嘱託員の応募状況などを勘案しながら、存続するのか、廃止すべきか判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（下迫田良信君） 質問の途中ですが、ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後3時07分

再開 午後3時23分

○議長（下迫田良信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○9番（東 育代君） 行政嘱託員制度、行政嘱託員業務のうち、まちづくり協議会へ移譲をしなかった業務についての、今後どうなるのでしょうかということで御答弁いただいたんですが、今後、このことについては検討するということですか。今後判断するという答弁なんですけど、基本的な市の考え方というのはどのようなことでしょうか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） まちづくり協議会に移譲しない業務について、これは先ほど市長も答弁いたしましたけれども、基本的にはやはり行政嘱託員はまず募集はいたしますので、一応受託しなかったところも行政嘱託員を募集して、そして個人情報にかかわる配布物をお願いすると。これがまず基本的にあります。どうしても応募がなかった場合、これはもうやむを得ませんので、これについては郵送せざるを得ないという、そういう基本的な考えはあります。その路線で、今後もそういう考え方で対応していきたいというふうに考えているところであります。

○9番（東 育代君） ということは、基本的には行政嘱託員さんというような募集をして、今後も続けていくということで理解してよろしいんですね。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 行政嘱託員の今後のあり方については、先ほど市長が答弁いたしました。今後、地区の受託状況や行政嘱託員の応募状況等を勘案しながら判断していくということなんですけど、ですの、まだ全部が全部受託してお

りませんので、当然その間は受託した部分も含めて行政嘱託員は公募するというには変わらないということでありまして。

○9番（東 育代君） 行政嘱託員、この制度自体がなかなか難しい、理解していただくまでに時間がかかったというような制度でありましたけれども、今後は基本的には分けた形で、行政嘱託員業務のうち、まちづくりへ移譲しなかった業務については今後も一応公募してその制度は続けていくというふうにお聞きいたしました。

仕事の量が減ったことで委託料も減少しているとは思いますが、半面このくらいならできるといふ地域の雇用にもつながっているのではないかという話も耳にしているところがございますので、御紹介をしたいと思います。

次に、地区担当職員配置制度についてお伺いいたします。

地区担当職員の職務としては、まちづくり協議会の設立から、まちづくり計画の策定まで、おおよそその任務であるのでしょうか。市内16地区に各地区三、四名の課長補佐級から係長級職員を中心に3年任期で配置するという当初説明を受けました。私は、地域まちづくりサポーターとして行政からの人的支援が今後も必要ではないかと思っているところですが、この地区担当職員配置制度について今後どのようにしていくのでしょうか。

市としてのお考えをお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 結論から申し上げますと、東育代議員がおっしゃるとおり続けるべきだと思います。そこで、ちょっと説明申し上げますけれども、地区担当職員は共生・協働のまちづくりを進めるため、まちづくり協議会の設立及び運営、まちづくり計画策定のための情報提供、助言、その他の支援に関することなどを主な目的として任命をいたしております。まだ、共生・協働のまちづくりを進めている途中であり、地区まちづくり計画に基づく事業実施など、これからがまちづくりの本格的な実施段階であると考えておりますので、事業実施のための情報提供や助言など、地区担当職員や担当課による支援が大事だと思いますので、お述べになられました

とおり当面続けていきたいというふうに考えています。

○9番（東 育代君） ただいま御答弁いただきました。

地域と行政のパートナーシップが共生・協働のまちづくりには欠かせないと思っております。今後もこの地区担当職員制度による人的な必要というのは大変大切なことであると私も思っているところです。

次に、地区まちづくり協議会非常勤職員設置補助金について伺います。

地区まちづくり協議会の組織運営や地区まちづくり計画の策定など、事務補助を行う非常勤嘱託員を設置する経費の支援として、限度額1地区60万円で業務の繁忙な3年間を予定、その後は、まちづくり協議会が必要であれば非常勤職員の経費は捻出することになるのではないかと当初説明を受けました。地区まちづくり協議会を核としてまちづくりを進めていく以上、事務局職員の設置は必要であると思っておりますが、この非常勤職員設置補助金について今後どのようになるのかお伺いいたします。

○市長（田畑誠一君） まちづくり協議会の事務補助を行う嘱託員の補助については、交流センターに管理人が常駐していない地区に年60万円を限度として補助をしております。この事務補助を行う嘱託員については、交流センターに管理人が常駐している地区と、そうでない地区で差異があり、それを調整していくため3年間を限度と目標としておりましたが、現在、関係地区と調整中であります。基本的には、まちづくり協議会の事務局職員は必要であると考えておりますが、今後どのようなあり方がよいのか、地区と協議をしながら検討していきたいと考えています。

○9番（東 育代君） 今御答弁いただいたんですが、今後、地区と協議していくということですが、すけれども、ちょっとよくわからないんですが、この補助金については考えているということですか。そう理解してよろしいのでしょうか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） ただいま市長が御答弁いたしましたように、管理人がいるところ、いないところ、現在そういう現実があります。

これを調整するために3年間という限度を最初は設けましたが、まだ調整がついておりませんので、調整がつくまでは現状は60万円を続けます。その調整がついた後も、なくなるという意味じゃなくて、今後どういうあり方が一番いいのかということを検討するという意味でありますので、調節がつくまでは今の60万円というのをやりながらも、調整がついた後もどういうやり方がいいかというのは、今後そういう意味で検討いたしますという意味でありまして、なくすという意味ではなくて、そのあり方についてはまた検討していきますよということでもあります。

○9番（東 育代君） 調整というのは、常駐していないセンターと常駐しているセンターと差があるのでということ、この60万円という金額が確保されるのか、されないのかということも含めて検討になるというふうに理解すればよろしいのでしょうか。それとも、その60万円という金額はもう担保されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 先ほど言いましたが、まだ未調整でありますので、調整する期間はしばらくこの60万円というのは続けますが、調整した後もその60万円という額がこれでいいのか悪いのか、そういう意味での検討をしていくとありますので、例えばもう少し上げたほうがいいんじゃないのかとか、もう少しできるんじゃないのかとか、どういう事務職員のやり方がいいのかという、そういうのを検討していきますという意味でありますので、要はお金の60万円というのは担保という、こういうものではなくて、60万円というのは固定したほうがいいのか、いろいろと考え方を検討しましょうねという意味であります。

○9番（東 育代君） わかったようなわからないような感じなんですけれども、この60万円という金額も含めた中で検討するというのは理解しました。

交流センターの機能や運営はそれぞれの地区によって異なっておりますし、いずれにしてもまちづくり協議会で非常勤職員を雇用するような余裕のある地区というのはほとんどないと思っております。まちづくりを進める上での財政支援は必要であると思っておりますので、この60万円が多いか少ないか

というよりも60万円という基本、この金額はできる限り担保していただきたいという願いを込めて再度お聞きいたします。

○副市長（石田信一君） 市長が答弁、あるいは課長のところで補足しましたけれども、この60万円を担保するかということでございますが、これはあくまでも調整中と申し上げました。ということは、その段階においては議員のお説のとおり担保する形になるかと思えます。ただし、それについては、今後それぞれ、まちづくり協議会の囑託員というのは非常に事務補助をするという意味では必要でございますので、そのあり方を地域と協議しながらいくということで、それについては先ほど申し上げた金額も含めて今後調整していくというふうに御理解いただきたいと思えます。

○9番（東 育代君） 今後ますますまちづくり協議会を核としての事務作業というのは課題が出てくると思えますし、また、このまちづくり協議会の事務補助というのが支えになっていくと思えますので、できる限り非常勤職員のこの補助金というのはできる範囲内で検討していただきたいと強く要望したいと思えます。

次の質問に移ります。

交流センターの設置状況についてお伺いいたします。

市内16地区にまちづくり協議会がありますが、地区交流センターの機能や運営についてはそれぞれ違うとは思っておりますがけれども、交流センターの設置状況についての現状をお聞きいたします。

○市長（田畑誠一君） まちづくり協議会の拠点としての交流センターにつきましては、他の公共施設を利用していただくなど、いろいろ工夫をしていただきまして、16地区のうち15地区で設置している状況であります。

なお、未設置の野平地区については、場所の選定について地区と協議した上で、土地所有者と話をしている状況にあります。今後とも、地区の皆さん方の御意見などをお聞きし、議会にお諮りしながら進めてまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 今、答弁をいただきました、

16地区の中で15地区には形はさまざまであるけれども交流センターというのはあるということでございます。

現在、交流センターがないところは野平地区のまちづくり協議会ということで答弁がありましたが、この野平地区のまちづくり協議会で交流センター建設に向けて準備がなされているようにお聞きしております。市の財政支援が前提であると思っておりますが、災害時にも対応できるような交流センターの建設であろうと思えますけれども、立地条件等は市として提示をなさるものなのか、まちづくり協議会に全てお任せなのか、お伺いいたします。

○まちづくり防災課長（久木野親志君） 交流センターの位置づけということでございますが、交流センターはまちづくり協議会の拠点としての位置づけをしておりますが、災害等の緊急時の拠点であるべきではないかという御質問かと思えます。やはり災害の種類によってそこが対応できるか、できないかというのがありますので、やはり災害の種類によっては交流センターが避難施設といえますか、そういう施設に使えない場合もあり得ますので、災害の種類によって対応が変わるのかなと思えます。そのために、施設の整備につきましては、それぞれの実情に応じて、必要性、地域との費用負担、行政がやるべきところ、その辺とか近隣施設に同様な施設があればそれを活用できないかとか、そういうことを総合的に勘案しながら進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

○9番（東 育代君） 地域住民の意向が大事であります。ただ、なぜこういう質問をしたかと申しますと、直近に建設された本浦交流センターは津波等による対応ができないということですね。せっかく新設される野平地区の交流センターの建設に当たっては、災害時の避難場所としての機能を備えた施設であることを願っております。あわせて地域の長年の悲願であります地区交流センターが一日も早く形になることを願っているところです。なかなか野元地区と平江地区という二つの地区が、二つであるから余計難しいとも聞いておりますし、場所の選定も二転三転しているというのも小耳に挟んでおります

ので、できるだけ行政のほうも一緒になって取り組んでいただきたいなという思いがあって質問をさせていただきました。

もう少し続けます。地区によって交流センターの機能や施設の立地条件、整備状況も違うことは重々承知しておりますが、交流センターでテレビ、ラジオ、電話、インターネット、AED等の設置状況はどうなっているか現状をお聞きします。

○市長（田畑誠一君） 拠点としての交流センターを充実させるために必要なテレビ、電話、インターネットなど整備の状況についてお尋ねであります。

交流センターは各地区の共生・協働のまちづくりの拠点であります。電話やインターネットの回線のないセンターも現在のところあります。大変御不自由をおかけしておりますが、これらの整備につきましては、必要性、費用負担、または近隣施設にある設備等の共同利用ができないかとかいったことなども検討しながら進めてまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 地区交流センターというのはまちづくりの拠点、核となる役割を担う拠点施設とありますが、現状では災害や急を要するときに機能を発揮するセンターではないところが多いことから、平常時のまちづくりのための拠点施設と理解すればよろしいのでしょうか。交流センターの位置づけについて、機能や今後の施設整備について市の考え方を再度お聞きします。

○市長（田畑誠一君） 交流センターにつきましては、これは地域の皆さん方のそれぞれの活動の拠点として、また、きずなの拠点として非常に大事であります。あわせてまた、先ほどからお述べになっております災害関係も含めた施設であってほしい。そのためには、やはり何といたしてもテレビ、電話、インターネット、AEDとか近代の具備すべき整備をするべきであります。そういった中で今、交流センターによっては大変御不自由をおかけしているところもあります。その辺をよくしん酌しながら、できるだけ整備に努めてまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 整備を進めていきますということでした。交流センターの役割について、まち

づくりの拠点としての位置づけとして何が必要か、どこまで整備が可能なのか、再度検討していただきたいと思っております。

共生・協働のまちづくりの説明資料によりますと、冒頭も申し上げましたが、自治公民館や婦人会、婦人部、各種団体などがそれぞれ独自の活動をしながら、まちづくり協議会で力を合わせて地域づくりに取り組みます。さらに、地区の重要問題を話し合う地区を代表する機関として位置づけていきますと設置目的が記してあります。国政では、安倍政権のもと、女性の社会進出、女性の雇用、管理職の登用率を30%に、クォーター制の導入で女性の政治参加などと女性の活躍に期待の声があります。

本市におきましても、男女共同参画社会の実現を目指してさまざまな取り組みがなされているところです。しかし、まちづくり協議会が設置されたことにより住民の混乱や摩擦が生じている地区もあります。市内にある一部の団体では組織としての活動が制限され、追い詰められている状況にあります。存続の危機さえ危惧されている現状もあります。まちづくりには女性の力が欠かせませんと言われる一方で、お茶や接待が女性の仕事であるような認識をお持ちの方もおられます。時代の流れに逆行して、女性参加型の社会を目指してのまちづくりが至極当然と進められている地区がいまだに見受けられることについて、とても残念な思いがしてなりません。

共生・協働のまちづくりを進めるに当たっては、当初の設置目的を再度見つめ直していただきたいと願っておりますが、市長の見解を伺うものです。

○市長（田畑誠一君） 去る1月30日、市まち連の皆様、市婦連の皆様、婦人部の皆さん合同の研修が開催をされました。その中で、ある地区のまちづくり協議会長さんから何事も女性の力なくしてまちづくりはできないとの発言がございました。私も全く同感であります。

まちづくり協議会や自治公民館など地域づくりの場では女性の力が欠かせないと考えており、性別にかかわらず皆さんが力を合わせてよりよいまちづくりが進んでいくことを期待をしているところであります。地区の役員さんや運営方法などについては、

地区の皆さんの自主的な話し合いで決定されるものでありますので、男女共同参画の視点も含め、地区内で十分協議していただきたいと考えております。

なお、いい例として、ついせんだって、去る2月17日ですか、男女共同参画に関しましての会では、市まち連の皆さんで市婦連の皆さんにも呼びかけて一緒に研修に取り組みましたところでありました。

○9番（東 育代君） 最後に、市長のお考えをお聞きいたしました。

次の質問に移ります。

海浜児童センター周辺整備についてでございます。児童館については、児童福祉法第40条で、児童厚生施設の一つ、児童遊園、児童館と、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とする施設とする。設備として集会所、遊戯室、図書室のほか映写を設けることになっていると記してあります。

既存の海浜児童センターはその機能を十分に備えた施設として当時建設がなされました。利用者が減少傾向にあるのは、子供を取り巻く社会環境の変化に対して既存の施設の整備がおくれてきているものと思っております。

そこで、海浜児童センターの利用状況についてお聞きします。会議室、図書室、広場、遊具などそれぞれの利用状況についてお示しいただきたいと思っております。

あわせて利用者のお声が届いていたら、お聞きします。

○市長（田畑誠一君） 海浜児童センターの利用状況であります。

海浜児童センターの平成25年度の利用者数は、広場、遊具等の利用が延べ1万747人、図書室利用が延べ2,897人、和室利用が延べ174人となっております。また、会議室は現在、こどもルームとして開放し、自由に使えるようにしております。

海浜児童センターの利用者の声としましては、毎年アンケート調査を実施しておりますが、長崎鼻公園と一体的に利用できることから、ほとんどの方が満足、やや満足と回答をいただいております。

○9番（東 育代君） 前回の一般質問で、このこ

とを取り上げました。海浜児童センターの利用者は減少しているが、長崎鼻公園や海水プールと一体化したこどもの森として整備できないかとお聞きいたしました。

答弁として、一帯をこどもの森として位置づけ、老朽化している児童館も含めて、青少年を健全に育成する修練の場、憩いの場として整備すべきと思っている。海浜児童センターの活用についてはこどもの森を検討と答弁がありました。

そこで、どのような検討がなされたのかお聞きいたします。

○市長（田畑誠一君） 前回、平成25年の3月、海浜児童センターは老朽化している状況から一つの考え方として、建物をなくして長崎鼻公園と一体的なこどもの森として整備すべきではないかとお答えをいたしました。これは一つの考え方を示しましたが、本市では現在、全ての公共施設の維持管理等に関する基本方針、及び施設の更新や統廃合、長寿命化、廃止などについて計画し、実施するための公共施設適正化事業に取り組んでおります。平成28年度において海浜児童センターを含む個々の施設の方向性を決定することとしております。

○9番（東 育代君） 新年度の予算で、施政方針の中でお聞きしたところでは、公共施設の更新、統廃合、長命化などを計画的に実施するための調査が始まるということでお聞きしているところですが、私は前回の質問以降、どのような検討をされたんでしょうかとちょっとお聞きしたんですけども、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 平成26年12月までの利用状況ですが、広場、遊具等の利用が延べ9,103人、図書室利用が延べ2,175人、和室利用者が延べ61人です。前年度同期と比較をしますと、広場、遊具等の利用が延べ747人増、図書室利用者が延べ84人減、和室利用者が延べ79人減となっております。

以上が前回お尋ねになってから以降の最近の利用状況であります。

○福祉課長（東 浩二君） 先ほど市長の答弁にもございましたけれども、前回の一般質問の中で、長崎鼻公園と一体的なこどもの森としての整備をとい

うことが、一つの考え方ということで答弁がございました。

そして、その後の取り組みというのが、先ほど市長からもございました公共施設適正化事業、この中で位置づけをしていこうということで、現在のところその方向性については、まだ決定をいたしているわけではございません。この施設のあり方について28年度においてどのような方向であるのかと、長寿命化をするのかあるいは廃止をするのか、そういったことも含めて検討していくということになってまいります。

以上です。

○9番（東 育代君） 本当に、前回質問してからあの周辺一帯の雰囲気が変わったというふうに私も思っております。適正化事業ということで、その計画を待つということになるんですが、どのような検討がされたのかという質問をしたところでしたけれども、ちょっとかみ合わなかったので次に行きます。

前回は提案したんですけれども、会議室が子供たちが喜ぶような部屋にならないとかいろいろな提案したところでしたが、会議室が子供たちが喜ぶような部屋となっておりますし、児童館らしい雰囲気が出ていることに少し安堵をしているところです。施設の整備についても、現状の中で精いっぱい努力されていらっしゃるというふうには感じてはいるところです。

最近の利用状況についてもお示しをいただきました。前回お聞きしたときからすると、かなりの利用があったというふうにお聞きしているところです。

ちょっとまた別な観点から質問しますけれども、インターネットで海浜児童センターというのを検索しますと、本市が紹介されます。よそ地にならずに児童センターと期待して足を運ばれる方もいらっしゃるようです。

そこで、既存の施設が本来の目的である児童センター機能を発揮できるよう積極的な取り組みも必要ではないかと思っております。例えば、健康増進センターや市図書館、あるいは読み聞かせグループの方々と連携をとったりすることも考えられます。待

つだけでなく情報を発信することも利用者増につながると思われます。そこで、既存の海浜児童センターについてこのままでよいのかなどと新たな課題も見えてくるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 海浜児童センターは、冒頭に東育代議員のほうがお述べになりましたとおり、法規定の児童館であります。児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする施設であることから、運営する以上は利用者にとって利用しやすい、また、利用したくなる施設であるべきだと考えております。したがって、市内で御活躍しておられるボランティア団体の方などの協力もいただきながら、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 先ほども述べたんですが児童福祉法第40条で児童館とはというふうに述べました。建設当時は賑わっていたようです。利用者が減少傾向にあるのは子供を取り巻く社会環境の変化に対して、既存の施設は36年前当時のままですので、施設の環境整備のおくれが一因となっているのではないかと思います。施設整備についてはもう少し市もかかわっていくべきではないかとも思っております。

例えば、一番気になるところが管理室の東側に窓がないことです。図書室への出入りが全く見えません。このことについては、いかがお考えでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 全てにおいて、35年ですか、経過をしておりますが非常に老朽化しておるんですが、今、御指摘がありました管理人室の窓でありますけれども、この設置につきましては建物の構造調査をした上で検討してまいりたいと思います。

○9番（東 育代君） 管理人室からは図書室への出入りは確認ができない状況です。不審者の侵入が危惧されることから、前回の一般質問を行ったころは図書室には鍵がかけられておりました。利用者の申し入れがあったときだけあけるような状況でしたけれども、今は自由に入れるようでございます。しかし、図書室への人の出入りが確認できないことは従来と変わりません。何か起きてからでは遅いので、

早急に対処すべきではないでしょうか。

管理人室の東側に窓がつかれないのであれば、図書室のドアの開閉を知らせるブザーを取りつけるのも一つでしょう。防犯カメラを設置することも考えられますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 図書室は児童が自由に使えることが重要であります。また、施設の管理上、防犯の面で目の届くことも大事であります。したがって、防犯対策としてどのような方法が最も適しているのか検討してまいります。

○9番（東 育代君） 本当に、管理人室から見えませんが、防犯対策というのをきちんと検討していただきたいと願っております。

先ほど、公共施設の更新・統廃合ということで述べられました。開会日に施政方針が示されました。その中で公共施設の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に実施するため、施設の老朽化や利用状況、人口の見込みや財政状況などを分析し、全ての施設に関する公共施設等総合管理計画の策定を進めてまいりますと述べられました。

そこで、老朽化している海浜児童センターについてお聞きします。

前回の一般質問の答弁の中で、35年が経過しているので、子供の遊び場としての機能を残しながら検討すべき時期にきていると思うと述べられました。そこで、建屋について、トイレについて、現状をどのように認識されていらっしゃるのか今一度お聞きいたします。

○市長（田畑誠一君） 海浜児童センターは昭和53年に建設しております。したがって36年経過しているわけですが、トイレを含め、施設全体の老朽化が進んでおりますので、先ほど申し上げましたとおり、公共施設適正化事業において海浜児童センターのあり方について総合的に検討してまいりたいと考えております。

○9番（東 育代君） 総合的に検討ということで御答弁をいただきました。

公共施設の更新・統廃合、長寿命化などを計画的に実施するための調査が始まって、施設ごとに検討が進められることでしょうか。昭和53年に建設された

海浜児童センターも今年で37年目を迎えることから、今後の市の方針が気になるところでありますが、改修するにしても壊すにしても多額の経費が必要となります。いずれにしても、方針が決定いたしましてもすぐに閉館とはならないと思っております。

市内には子供たちが自由に遊べる児童館はありません。私はせっかくある貴重な施設です。使える間は児童センター機能を十分発揮して利用者が満足してもらえるような施設であってほしいと願って質問を重ねております。

36年経過となるとそれなりに老朽化していくことは承知しております。公共施設だからこそ、多くの人が利用する施設だからこそ、憩いの場所、いやしの空間であるべきではないでしょうか。気持ちよく集える場所であることが理想です。

今年度も児童センターへの管理委託料として年間226万3,000円の計上がありますが、管理人の人件費と児童館運営の必要経費のようです。市の厳しい財政状況は重々承知しておりますが、トイレや建屋についても、未来を担う子供たちのために今、置かれている状況の中で少し手を入れるだけで状態がよくなると思われれます。子供たちに、親子連れに、喜んで来もらえるような施設であってほしいと願っておりますが、いかがでしょうか。

○市長（田畑誠一君） 先ほど申し上げましたとおり、36年経過をして大変老朽化をしておるわけですが、したがって、28年度、公共施設適正化事業において、この海浜児童センターの総合的なあり方というのを検討してまいりますけれども、施設の老朽化が進んでおりますから、今後、施設管理上、修繕などが必要な状況がありましたら対応してまいりたいというふうを考えております。

○9番（東 育代君） 今年度から進められている総合計画の中で進めていくということですので、できる範囲内で結構ですから少し手を入れていただくと本当に使い勝手がよくなるのではないかといいことを願いながら質問を重ねさせていただいております。

本当に現状の中で努力をなさっているとは思っております。指定管理に出しているとはいえ、大切な

市の財産ですし、現状がどうなっているのか、遊具の状態は、部屋の中は、また、使用していない焼却炉はこのままでよいのかなどと周辺整備も含め、もう少し気にかけてほしいです。

前回の一般質問のときも申し上げましたが、東シナ海を一望できる長崎鼻公園、海水プールと、自然環境に恵まれた最高の場所です。子供たちが楽しめる場所には保護者もついてきます。じいちゃん、ばあちゃんもついてきます。子供一人に大人数人はついてくるのです。宿泊施設もありますし、交流人口の拡大にもつながると思っております。暖かくなると若いも若きも自然を求めて戸外に出ます。長崎鼻公園を含む周辺を子供たちの元気な声が森に響き渡るようなこどもの森となることを願って、海浜児童センターについて最後に市長の見解をお聞きして、一般質問の全てを終わります。

○市長（田畑誠一君） 海浜児童センターは子供たちの憩いの場として、また、学びの場として、そしてまた、家族を含めた地域の皆さん方の楽しい憩いの場として、そういったことを目的としてそのことによって子供たちが成長することを願ってできた児童館だと思っております。

ただ、老朽化して三十五、六年経過をしておりますので、先ほどから申し上げておりますように、28年度、公共施設適正化事業においてこの児童館のあり方をどうすればいいのか、存続させるのか、廃止させるのか、あるいは一体的な形で考えるのか、長崎鼻とですね、それに取り組むのか、そういったこと等を総合的に判断して検討してまいります。それまでに、今お述べになったように施設面でちょっとした不具合な点があったり、それを直したらいいかなというような状況等があったら、検討してまいりたいというふうに考えております。

そして、いずれにしても楽しい、伸びゆく子供たちの躍動の場として、いよいよ夏になりますが、あの一帯が賑わうことを期待をしておるところであります。

○9番（東 育代君） ありがとうございます。終わります。

○議長（下迫田良信君） 以上で、本日の日程は終

了しました。

△散 会

○議長（下迫田良信君） 本日は、これで散会します。

散会 午後4時07分